

西東京市地域経営戦略プラン

第2次行財政改革大綱

中間の見直し（補正版）

平成20年3月
西東京市

1	見直しの趣旨	2
2	これまでの取組における成果と課題	3
	(1) これまでの目標	3
	(2) 財政面からみた取組状況(平成17~19年度)	4
	歳入(経常一般財源)について	5
	歳出(経常経費)について	5
	経常収支比率について	6
	財政効果額について	8
	(3) 今後の課題とさらなる改革の必要性	9

新たな評価指標の設定

1	当初計画における評価指標	10
2	本市の財政状況	10
	(1) 平成18年度決算	10
	(2) 財政健全化に向けた今後の取組	11
3	評価指標の見直し	12
	(1) 新たな評価指標の設定	12
	(2) 平成21年度の見通しと評価指標達成に向けた取組	16

実施計画の検証

1	これまでの取組状況	17	
	(1) 取組状況の概要	17	
	(2) 実施計画の修正及び実施項目の加除	17	
2	体系別実施項目一覧	18	
3	各実施項目の取組状況と今後の計画	21	
	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>基本方針</td></tr></table> 市民の満足と納得を得られる行政サービスの提供	基本方針	21
基本方針			
	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>基本方針</td></tr></table> 自立した都市としての強固な財政基盤の確立	基本方針	33
基本方針			
	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>基本方針</td></tr></table> 改革の推進力の持続・強化	基本方針	46
基本方針			

	用語説明	57
--	------	----

中間の見直しに当たって

1 見直しの趣旨

西東京市におきましては、第2次行財政改革大綱として、平成17年9月に「西東京市地域経営戦略プラン」を策定しました。

本プランは、平成17年3月の西東京市行財政改革推進委員会の答申を受け、市長を本部長とする庁内の西東京市行財政改革推進本部において決定したもので、下記の基本方針の下、平成17年度から平成21年度までの5ヵ年の取組として55の実施項目(61の細目)を定め、取組期間の中間年度に当たる平成19年度に改革内容の見直しを行うこととしております。

市では、今回、平成17年度からの過去3年の取組状況及び財政効果等を検証し、新たに計画の見直しや財政指標の再設定を行いました。

<基本方針>

市民の満足と納得を得られる行政サービスの提供
自立した都市としての強固な財政基盤の確立
改革の推進力の持続・強化

2 これまでの取組における成果と課題

(1) これまでの目標

【経常収支比率の目標】

平成 19 年度までは 90%を超えない水準を維持し、平成 21 年度には 85%を超えない水準に改善する。

本プランにおいては、主として経常的な経費の圧縮を行うことで、市民サービスの維持・向上や総合計画等の事業財源を確保するという観点から、上記に掲げる目標を設定し、年度ごとに達成すべき目標値も設定しました。

本市においては、国の行財政制度の動向や景気の先行きが不透明なため、市税や地方交付税等の経常一般財源が平成 16 年度当初とほぼ同額という前提の下で、経常収支比率の改善に向けて、55 の実施項目を掲げ、行革の取組を進めてきました。

併せて、市では、経常収支比率の目標値を達成するために必要な理論上の財政効果額を、5 年間で累計 88 億円と設定しました。この 88 億円の効果額は、歳出削減だけでなく歳入確保も合わせた財政効果額です。

ただし、経常収支比率の改善は、本来、歳入歳出一体の取組であることから、歳入の増減によって歳出面で削減すべき額は変動することになります。そのため、この累計 88 億円の財政効果額も、経常収支比率を 85%に改善するために必要な絶対額ではありません。

(2) 財政面からみた取組状況 (平成 17～19 年度)

下表は、行財政改革の取組により、歳入 (経常一般財源)、歳出 (経常経費) が計画当初の推計値と比べてどのように変動したのかを示すものです。

なお、歳入、歳出、経常収支比率の実績値は、平成 16～18 年度は決算ベース、19 年度は予算ベースです。

【推計値と実績値の比較】

(単位 : 億円)

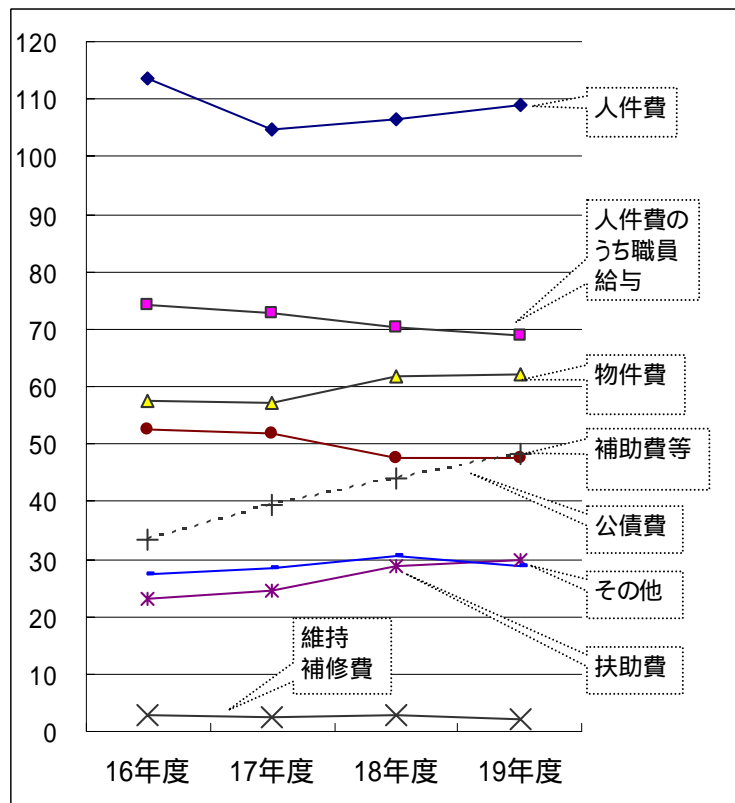
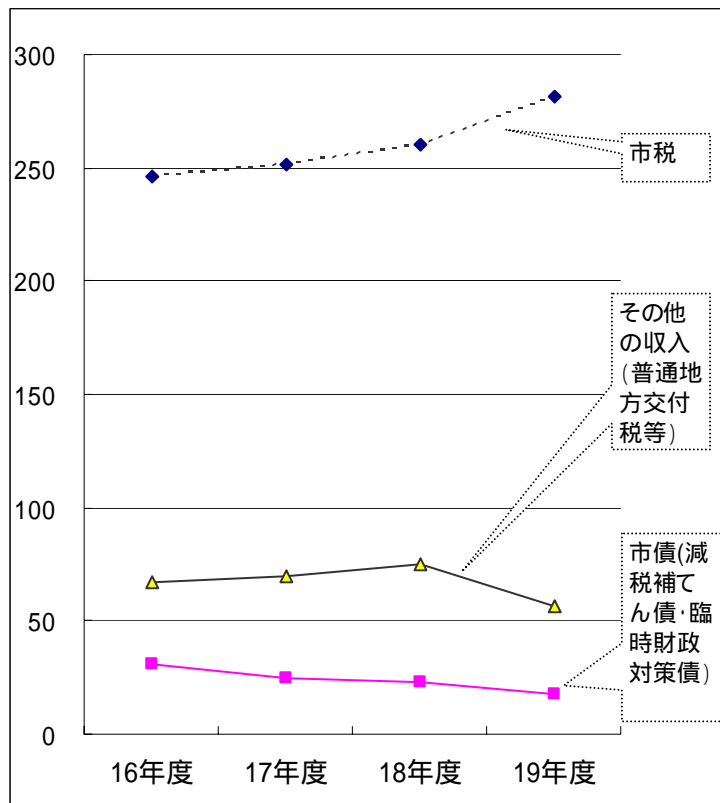
	16年度		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
歳入 経常一般財源	345.1	推計値	344.5	343.0	343.1	343.1	343.1
		実績値	346.0	358.8	355.2		
市税 (都市計画税を除く)	246.5	推計値	250.1	258.8	265.9	266.0	266.0
		実績値	251.4	260.6	281.3		
市債 (減税補てん債・臨時財政対策債)	31.2	推計値	25.1	23.8	3.0	3.0	3.0
		実績値	25.1	22.9	17.8		
その他の収入 (普通地方交付税等)	67.4	推計値	69.3	60.4	74.2	74.1	74.1
		実績値	69.5	75.3	56.1		
歳出 経常経費	310.4	推計値	309.3	320.6	330.1	324.1	322.0
		実績値	308.8	321.7	327.0		
人件費	113.5	推計値	104.5	108.8	112.2	103.9	100.4
		実績値	104.7	106.6	108.9		
物件費	57.5	推計値	57.5	57.5	57.5	57.5	57.5
		実績値	57.2	61.6	62.1		
維持補修費	3.0	推計値	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8
		実績値	2.5	2.8	2.0		
扶助費	23.1	推計値	23.6	24.0	24.5	24.0	23.6
		実績値	24.6	28.6	29.7		
補助費等	52.6	推計値	52.6	53.6	54.5	54.2	54.2
		実績値	51.8	47.5	47.4		
うち一部事務組合	13.2	推計値	13.2	14.2	15.1	14.8	14.8
		実績値	13.1	13.9	13.9		
公債費	33.3	推計値	40.8	45.3	48.7	50.0	50.8
		実績値	39.5	44.0	48.2		
その他	27.4	推計値	28.5	29.6	30.9	32.4	33.9
		実績値	28.5	30.6	28.7		
改革を実施しない場合の経常収支比率		推計値	90.0%	93.5%	96.2%	94.5%	93.9%
経常収支比率	90.0%	目標値	90.0%	90.0%	90.0%	87.5%	85.0%
		実績値	89.3%	89.7%	92.1%		
行革の取組による財政効果額 (予算ベース)		目標値		11.9	21.3	23.9	30.6
上段は、経常収支比率改善に寄与する効果額		実績値		8.0	15.7	20.1	
下段は、経常収支比率改善に寄与しない効果額				4.7	3.7	7.3	
行革の取組による財政効果額の累計 (予算ベース)		目標値		11.9	33.2	57.1	87.7
上段は、経常収支比率改善に寄与する効果額		実績値		8.0	23.7	43.8	
下段は、経常収支比率改善に寄与しない効果額				4.7	8.4	15.7	

【歳入：項目別経常一般財源の内訳】

【歳出：項目別経常経費の内訳】

平成 16 - 18 年度は決算ベース、平成 19 年度は予算ベース

(単位：億円)



歳入（経常一般財源）について

歳入については、これまで、全体として当初計画の推計値を上回っておりますが、平成 19 年度予算ベースでは前年度比 3.6 億円の減額となっております。

内訳に関しては、税制改正等の影響による『市税収入』が増加傾向にある一方で、『その他の収入』は、「三位一体の改革」による平成 16 年度からの地方交付税の抑制措置や、平成 19 年度の定率減税廃止に伴う地方特例交付金の減額、平成 19 年度税源移譲に伴う所得譲与税の廃止等により、19 年度は歳入が減額となりました。『市債』については、定率減税の廃止により減税補てん債が皆減となり、臨時財政対策債についても 19 年度以降も継続となったものの、年々減少傾向にあります。

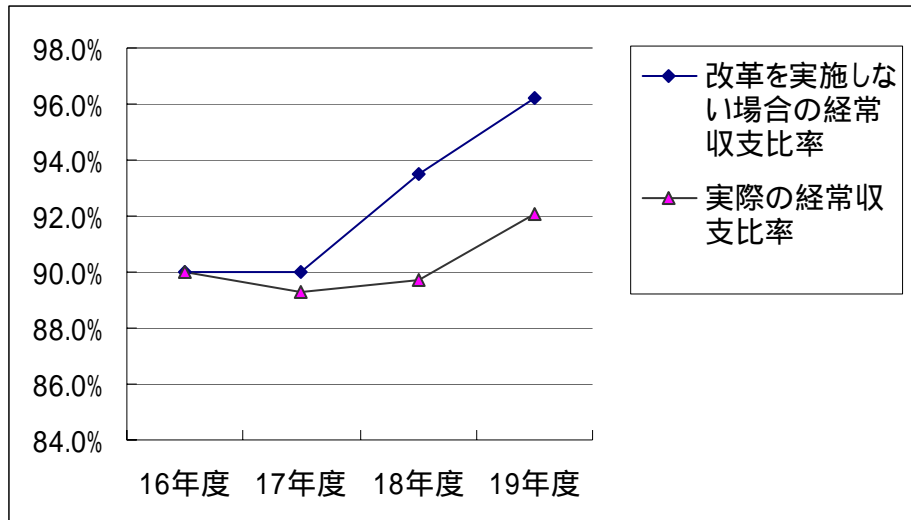
歳出（経常経費）について

歳出においては、平成 17 年度からの取組の効果が徐々に表れ、増大する行政需要を見込んだ推計値と比較して、平成 19 年度予算ベースで推計値を下回り、歳出抑制に向けた改革の成果がみられます。

内訳に関しては、職員定数の削減等による『人件費のうち職員給与』の削減（退職手当の増加等により人件費は増加）や、事務事業の総点検や行政評価等の取組による『補助費等』の削減などに行革の成果が見られる一方、『公債費』は新市建設計画に基づく合併特例債の活用により平成 25 年度まで増加することが見込まれ、『物件費』や『扶助費』については、事業の委託化や少子高齢化等の影響により増加しています。

【経常収支比率の推移】

19年度のみ予算ベース



経常収支比率について

経常収支比率は、平成16年度は90.0%でしたが、実施計画に掲げられた取組を推進する中で、平成17年度が89.3%、平成18年度が89.7%でした。

経常収支比率については、「平成19年度までは90.0%を超えない水準を維持する」という当初計画の目標値を概ね達成しており、「行革を実施しなかった場合の経常収支比率」と比べて、実績が押さえられ、改革の効果が出ております。

ただし、平成19年度予算ベースでは92.1%と目標値を超えており、執行管理の徹底により目標に向けた一層の努力が必要です。

【行革の取組による財政効果額】

経常：経常収支比率の改善に寄与する財政効果額

経常以外：経常収支比率の改善に寄与しないものの、市全体の収支の改善に寄与する財政効果額

：経常収支比率の改善に寄与する財政効果を上げた取組

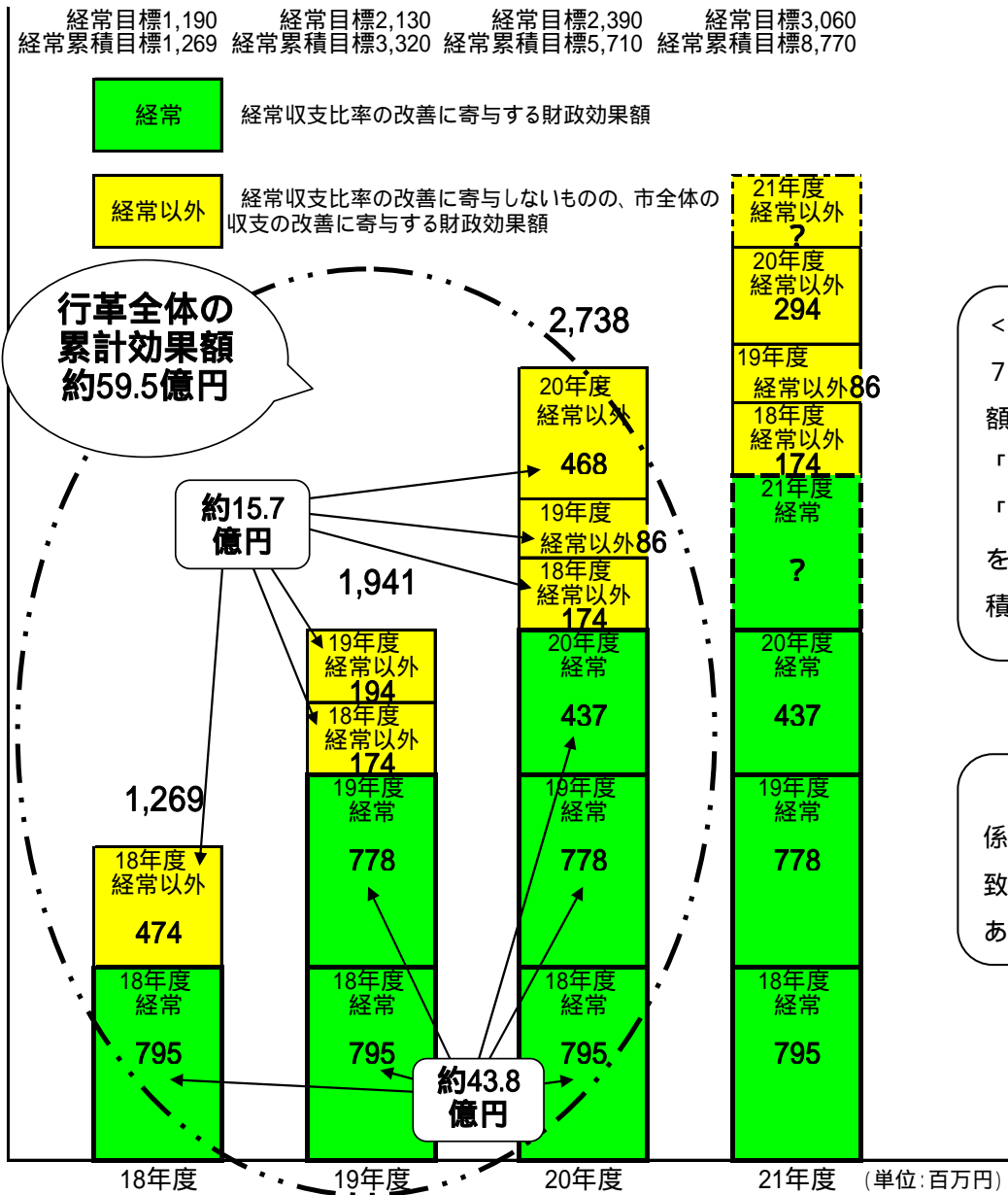
：経常収支比率の改善に寄与しないものの、市全体の収支の改善に寄与する財政効果を上げた取組

単位：百万円

プランの実施体系	市民の満足と納得を得られる行政サービスの提供			自立した都市としての強固な財政基盤の確立				改革の推進力の持続・強化		その他		合計
	民間活力の積極的な導入・協働の推進	事務事業・補助金の総点検	小計	内部管理コストの削減	歳入の確保	受益者負担の適正化	小計	政策検証機能の強化	小計		小計	
18年度予算反映の財政効果額 (17年度取組の効果)	保育園の民間委託	事務事業の総点検(事業の廃止・縮小・統合、委託単価の削減等)(381) 塵芥収集車等の購入抑制等(19)		職員数の削減	徴収率の向上(65) 未利用市有地の処分(単年度効果:300)	国民健康保険料の限度額の改定					(仮称)市町村総合交付金の創設(149) 診療・介護報酬改定(80) 診療・介護報酬改定(国保持会)(108) 税制改正(公的年金控除引下げ)(23)	
経常	18	381	400	100	65	0	165	0	0	230	230	795
経常以外	0	19	19	0	300	24	324	0	0	131	131	474
うち単年度効果額	0	0	0	0	300	0	300	0	0	0	0	300
小計	18	400	419	100	365	24	489	0	0	361	361	1,269
19年度予算反映分の財政効果額 (18年度取組の効果)	学童クラブの民間委託	事務事業の総点検(事業の廃止・縮小・統合、委託単価の削減等)(11) 図書館システムの再リース(17)		職員数の削減(159) 公共施設維持管理コストの削減(2) 情報システム最適化(15) 施設維持管理費・委託料の削減(2)	市HPの有料広告掲載収入(1) 未利用市有地の処分(単年度効果:91)	施設使用料、事務手数料の改定(19) 家庭ごみの有料化(426) 学童クラブ育成料・間食費の見直し(4) 下水道使用料の改定(86)		行政評価(事業の廃止・縮小、委託単価や削減、実施手法の見直し等)				
経常	1	11	12	178	1	448	628	138	138	0	0	778
経常以外	0	17	17	0	91	86	176	0	0	0	0	194
うち単年度効果額	0	17	17	0	91	0	91	0	0	0	0	108
小計	1	29	30	178	91	534	804	138	138	0	0	971
20年度予算反映の財政効果額 (19年度取組の効果)	指定管理者制度の積極的な活用(こもれび、スポーツ施設:86) 学童クラブの民間委託(2)	事務事業の総点検(事業の廃止・縮小・統合、委託単価の削減等)(39) 事務機器等の再リース(最適化に伴う延伸)(単年度効果:80)		職員数の削減(141) 公共施設維持管理コストの削減(4)	市HP、図書館HPの有料広告掲載収入(2) 未利用市有地の処分(単年度効果:94)	施設使用料の新設(2) 使用料・事務手数料の改定(19年度改定の差額)(16) 保育料税源移譲所得税減税分の改定(46) 下水道使用料の改定(19年度改定の差額)(86)		行政評価(事業の廃止・縮小、委託単価や削減、実施手法の見直し等)(97) 行政評価(国民健康保険料の限度額の見直し)(21)		公的資金補償金免除繰上償還に伴う公債費負担(一般会計分)の減(2) 公的資金補償金免除繰上償還に伴う公債費負担(下水道会計分)の減(188)		
経常	87	39	126	145	2	64	211	97	97	2	2	437
経常以外	0	80	80	0	94	86	180	21	21	188	188	468
うち単年度効果額	0	80	80	0	94	0	94	0	0	0	0	174
小計	87	119	206	145	96	150	391	118	118	190	190	905
行革全体の効果額の累計	143	1,358	1,504	801	684	1,290	2,775	394	394	1,273	1,273	5,948
経常収支比率改善寄与する効果額	143	1,204	1,350	801	199	960	1,962	373	373	692	692	4,378
経常収支比率改善に寄与しない効果額	0	154	154	0	485	330	813	21	21	581	581	1,570

端数処理の関係から合計が一致しない部分もあります。 7

【財政効果額の累計】



<累積効果額>
 7頁の財政効果額の「経常」と、「経常以外」から「単年度効果額」を除いた額を累積しています。

端数処理の関係から合計が一致しない部分もあります。

財政効果額について

市では、経常一般財源が計画当初とほぼ同額との前提の下で、平成21年度までに経常収支比率を85%に改善するために必要な目標財政効果額(経常収支比率の改善に寄与する効果額)を5年間の累計で88億円として、行革の取組を進めてきました。

これまでの取組による経常収支比率改善に寄与する財政効果額(「経常」)は、平成18年度が7億9500万円、平成19年度が15億7300万円、平成20年度が20億100万円で、平成20年度までの目標累計財政効果額57.1億円に対し43.8億円で、現時点で目標額には達していません。

ただし、経常収支比率の改善に寄与しないものの、市全体の収支の改善に寄与する財政効果額(「経常以外」)も合わせると、平成18年度が12億6900万円、平成19年度が19億4100万円、平成20年度が27億3800万で、平成20年度までの行革全体の累計効果額は59.5億円です。

(3) 今後の課題とさらなる改革の必要性

これまでの行革の取組としては、経常収支比率については、経常一般財源が推計値以上に伸びたことや、職員人件費や委託単価の削減、事務事業の縮小、使用料等の改定などの内部努力と市民の協力により、目標値を概ね達成しました。

しかし、行革の全体の累計効果額は、59.5 億円に上るものの、経常収支比率の改善に寄与する財政効果額が目標値を下回っており、「平成 21 年度までに経常収支比率を 85%までに改善する」という当初の目標は非常に厳しいことが予想されます。

また、中長期的に見ると、本市を取り巻く財政環境は、「三位一体の改革」による影響のほか、税源移譲等による一般財源総額の確保や地方交付税制度の動向などの課題がある一方で、財政需要についても引き続き増加が見込まれます。

さらに、これまで取組の成果が高かった人件費については、今後も団塊世代の大量退職に伴う退職手当が市の財政にとって引き続き大きな負担になることが見込まれます。公債費についても、合併特例債、臨時財政対策債、減税補てん債などの借入れに伴い年々増加し、ピーク時の平成 25 年度には約 70 億円に達する見込みです。

そのため、平成 20 年度以降も引き続き行財政改革を進め、人件費、物件費、補助費等、公債費、繰出金、扶助費などの経常経費の削減に加え、事業のスクラップアンドビルドなどにより歳出総額の抑制を図るとともに、地方税、使用料、地方交付税などの経常一般財源の確保に努めることも必要となります。

市では、今回、これまでの行革の取組を検証し、評価指標についても、次頁以降に掲げるとおり、目標値や指標自体を見直して、さらなる行革の取組を進めていきます。

新たな評価指標の設定

1 当初計画における評価指標

地域経営戦略プランの当初計画では、改革全体の財政効果を計るための指標として、経常収支比率による達成目標を定め、平成 19 年度までは「90%を超えない水準」を維持し、改革の効果が表れてくる 5 年後の平成 21 年度には、合併後、比較的財政が安定していた時期の「85%を超えない水準」を達成することを目標としていました。

< 当初計画における財政指標 >

経常収支比率

平成 19 年度までに、90%を超えない水準を維持する。

平成 21 年度には、85%を超えない水準に改善する。

2 本市の財政状況

(1) 平成 18 年度決算 (「西東京市財政白書 (平成 18 年度決算) 」 より)

市税収入

税制改正の影響や納税義務者の増加等により増加傾向にはあるが、個人所得は依然として停滞傾向

「三位一体の改革」

改革全体の影響として 3 年間で約 23 億円の削減、市財政を圧迫

経常収支比率

89.7% (目標値内) 　しかし都内 26 市平均を上回る水準

特別会計への赤字繰出しを含む実質的な経常収支比率は 101.3%

公債費比率

7.7%、特別会計や一部事務組合を含む連結ベースは 9.7%

合併特例債などの交付税措置により数値は一見良好

基金

平成 18 年度末で 100 億円を超える（特定目的基金 68.6 億円、財政調整基金 38.4 億円）が、平成 19 年度末は減少

市債

平成 18 年度末で 500 億円を超え 26 市中 3 番目

ただし、合併特例債の交付税措置分（元利償還金の 70%）を除くと、26 市中 8 番目

財政健全化へ向け起債管理の徹底、対象事業に留意が必要

（ 2 ）財政健全化に向けた今後の取組

本市の基幹収入である市税は、税源移譲等により一定の増加は見込めるものの、地方交付税や地方譲与税などを含めた一般財源総額の確保については多くを期待することはできません。

特に「三位一体の改革」の影響による地方交付税総額の大幅な抑制は、本市の財政を圧迫する要因となっています。さらに、本市に特有の合併に対する財政的支援措置である合併算定替の交付税措置も平成 23 年度から段階的に縮減され、平成 27 年度をもって終了することから、地方交付税については先行き不透明な状況にあります。

一方で、合併特例債の大量発行、高齢化の進展、開発に伴う人口の増加などにより行政需要が増大し、今後も、公債費、扶助費などの義務的経費を中心に、一般行政経費の増大が見込まれます。

このような中、本市の財政状況は、決して安心できる状況にはなく、引き続き厳しい状況が見込まれています。今後の行財政需要に的確に対応していくためにも、引き続き行財政改革に積極的に取り組み、財政面での構造改革をはじめ均衡のとれた財政規模への転換を図る必要があります。

また、中長期的な視点からは、財政の健全な運営を図るため、国民健康保険特別会計や下水道事業特別会計への赤字補てん繰出しの見直しをはじめ、市債借入の抑制や市債残高の縮減、さらには、基金の安定的な確保などに取り組むことも必要です。

なお、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行に伴い、平成 19 年度決算からは、新たに 4 つの財政指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）を公表することとなるため、一般会計のみならず、特別会計や一部事務組合などを含めた連結ベースでの将来負担などの実態を適切に把握し、総合的に行財政の健全化に取り組むことが求められてきます。

3 評価指標の見直し

(1) 新たな評価指標の設定

これまでは、経常収支比率を財政指標に掲げ、経常経費を圧縮して、市民サービスの維持・向上のための財源や総合計画等の財源を確保することを目的としていました。

しかし、経常経費の圧縮だけでは財源を確保することが厳しく、また、単一指標では、財政構造を多面的に捉え総合的に判断することができないため、今回の見直しに当たって、中長期的な視点に立って新たに評価指標を設定することとしました。

新たに設定する指標は、財政構造の弾力性を示す経常収支比率に加え、特別会計への赤字繰出しを含めた実質的な経常収支比率のほか、資産や負債のストック面での指標などの5つの財政指標です。

これにより、財政構造の弾力性や健全性から財政状況を多角的に分析することで、改革の達成状況を財政面から総合的に評価をしていきます。

< 新たな評価指標：平成21年度までの目標値 >

経常収支比率	87.0%を超えない
実質経常収支比率	97.0%を超えない
基礎的財政収支(プライマリバランス)	黒字化
市債現在高倍率	154.7%を超えない
財政調整基金現在高比率	10.0%程度を維持

経常収支比率

…経常収支比率は、市税、普通地方交付税など毎年度経常的に収入され、市が自由にその用途を決定できる財源（経常一般財源）に対する、人件費、扶助費、公債費など毎年度義務的・継続的に支出する必要がある経費に充当された一般財源（経常経費充当一般財源）の比率を示した指標です。

財政構造の弾力性を判断するための指標として、経常収支比率による達成目標を定めます。本市では、これまで、平成 21 年度までに 85%に改善することを目標にしていました。しかし、これまでの取組状況や行財政環境の変化等を踏まえて、今回、目標値を変更し、平成 21 年度には、都内類似団体平均を目指して「**87.0%を超えない**」水準を達成することを新たな目標とします。

なお、当初の目標である「**85.0%を超えない**」水準については、中期的な目標とし、当初に掲げた経常収支比率改善のために必要な財政効果額 88 億円についても、引き続き目標達成に向けて努力していきます。

* 18 年度決算 89.7% 21 年度目標値 **87.0%を超えない**

* 18 年度決算 89.7% 中期的な目標 **85%を超えない**

* 計画当初に掲げた経常収支比率改善のための目標効果額 **88 億円**

【算式】経常経費充当一般財源 ÷ (経常一般財源+減税補てん債+臨時財政対策債) × 100

実質経常収支比率

…特別会計は、各会計内で収支の均衡を図ることが原則ですが、国民健康保険特別会計や下水道事業特別会計では、支出を収入で賄いきれず、一般会計からの多額の繰出金により赤字補てんを行っている状況にあります。また、この数値が 100%を超えると、財政調整基金を取り崩すこととなります。

この経費については、経常収支比率の算定に含まれませんが、毎年度義務的・経常的に支出されていることから、実質的な経常経費とみなして経常収支比率を算定し、財政構造の実質的な弾力性を判断するための指標として目標を定めます。

平成 21 年度までに、赤字補てんの見直しに努めることで、「**97.0%を超えない**」水準を達成することを目標とし、一般会計からの繰り出し金を縮減し、計画事業等の財源を確保します。

* 18 年度決算 101.3% 21 年度目標値 **97.0%を超えない**

【算式】(経常経費充当一般財源 + 赤字補てん繰出金)

13 ÷ (経常一般財源+減税補てん債+臨時財政対策債) × 100

基礎的財政収支（プライマリバランス）

…基礎的財政収支（プライマリバランス）は、市債を除く歳入と公債費を除く歳出についての財政収支です。

財政構造の健全性を判断するための指標として、基礎的財政収支（プライマリバランス）による達成目標を定め、平成 21 年度までに、基礎的財政収支の均衡を図ることとで、「黒字化」を達成することを目標とします。

18 年度決算 183,650 千円 21 年度目標値 **黒字化**

【算式】「歳入 - 市債（借入）」 - 「歳出 - 公債費（元利償還金）」

なお、実質収支は、平成 18 年度決算で黒字です。

市債現在高倍率

…市債現在高倍率は、標準財政規模に対する市債の残高の割合を示すもので、将来負担の健全性を判断するための指標です。

なお、市債は、公園、都市計画街路の整備や公共施設の建設事業などの財源を補てんするための借入金をいい、標準財政規模は、自治体の適正な行財政運営の標準的な財政規模（一般財源ベース）をいいます。

今後、起債管理の徹底を図るとともに、起債対象事業の選定にも留意することとで、平成 21 年度においても、現状の「154.7%を超えない」ことを目標とします。

18 年度決算 154.7% 21 年度目標値 **154.7%を超えない**

【算式】市債現在高 ÷ 標準財政規模 × 100

財政調整基金現在高比率

…財政調整基金は、年度間の財源を調整し中長期的視点から財政の健全な運営を図ることを目的とする基金です。

標準財政規模に対する財政調整基金現在高の割合から中長期的視点での財政運営の健全性を判断するための指標として、財政調整基金現在高比率による達成目標を定めます。平成 21 年度においても、標準財政規模の「10.0%程度を維持」し続けることを目標とします。

18 年度決算 11.7% 21 年度目標値 **10.0%程度を維持**

【算式】財政調整基金現在高 ÷ 標準財政規模 × 100

【参考】平成 18 年度決算における財政指標の状況

(単位：%、千円)

	財政構造の弾力性		財政構造の健全性		
	経常収支比率	実質経常収支比率	基礎的財政収支 (プライマリバランス)	市債 現在高倍率	財政調整基金 現在高比率
西東京市	89.7	101.3	183,650	154.7	11.7
21目標値	87.0 を超えない	97.0 を超えない	黒字化	154.7 を超えない	10.0 程度を維持
都内類似団体 平均	87.1	93.2	他団体は すべて黒字	117.1	8.2

都内類似団体

総務省の定めた基準による、人口規模や産業構造が同様の団体をいう。西東京市は、八王子、立川、三鷹、府中、調布、町田、小平、日野の 8 市と類似団体とされる。

(2)平成 21 年度の見通しと評価指標達成に向けた取組

平成 21 年度の見通しは、これまでの行革努力を踏まえても、行財政需要の増大等により、経常収支比率 93.2%、実質経常収支比率 104.2%となることが見込まれます。

そのため、市では、更なる行革を進め、今回設定した指標の達成に向けて取り組んでいきます。

【平成 20～21 年度の見通し】

平成 20 年度は予算ベース、平成 21 年度は実施計画ベースでの算定 (単位:億円)

		20年度	21年度	
3	歳入 経常一般財源	推計値	353.8	355.2
	市税(都市計画税を除く)	推計値	277.2	275.1
	市債(臨時財政対策債)	推計値	16.7	16.7
	その他の収入(普通地方交付税等)	推計値	59.9	63.4
	歳出 経常経費	推計値	331.3	331.0
	人件費	推計値	103.9	100.1
	物件費	推計値	64.2	64.0
	維持補修費	推計値	2.0	2.1
	扶助費	推計値	30.6	30.8
	補助費等	推計値	47.8	47.0
	うち一部事務組合	推計値	13.2	13.5
	公債費	推計値	49.4	53.1
	その他	推計値	33.4	33.9
	経常収支比率	推計値	93.6%	93.2%
	実質経常収支比率	推計値	105.0%	104.2%

【評価指標達成に向けた取組】

目標財政効果額等については、各指標の目標値を達成するための 19 年度末現在での理論上の効果額です。そのため、歳入や標準財政規模などによって変動する場合があります。

評価指標	21年度目標値	目標達成に向けた取組 / 目標財政効果額
経常収支比率	87.0%を超えない	歳入歳出一体的な取組による目標効果額 / 約25億円(予算ベース)
実質経常収支比率	97.0%を超えない	<取組項目> 職員数の削減、行政評価による事務事業の見直し 下水道事業の公債費繰上償還、国民健康保険料の見直し 予算の執行管理の徹底 など
基礎的財政収支 (プライマリーバランス)	黒字化	実施計画ベースでの平成21年度の見込み (歳入601.6億円 - 市債発行額52.7億円) - (歳出601.6億円 - 市債償還額52.9億円) > 0
市債現在高倍率	154.7%を超えない	平成21年度末の市債残高目標 521億円(実施計画上の平成21年度末の市債残高)を超えない額
財政調整基金現在高比率	10.0%程度を維持	平成21年度末の目標財政調整基金現在高目標 / 35億円程度

実施計画の検証

1 これまでの取組状況

西東京市では、第2次行財政改革の実施計画として、55の実施項目(63の細目)を定めて、平成17年度から取り組んできました。今回、これまでの3年間の取組状況等を検証し、実施計画の修正や実施項目の加除(実施項目は不変、細目数:6163)等を行いました。

(1) 取組状況の概要

55の実施項目(63の細目)のうち、「ワンストップサービス(総合窓口)の導入」や「電話受付体制の見直し」、「徴収率の向上(国民健康保険料)」などの6つの項目については、平成19年度までに最終目的・目標値を達成しました。

その他の実施項目についても、7割程度が年度ごとの計画に沿って、予定どおり、取組を進めております。

(2) 実施計画の修正及び実施項目の加除

これまでの取組状況を検証する中で、実施状況の変化等の理由により、当初計画や目標値の修正(計画の延伸又は短縮、目標値の引き下げ又は引き上げ等)を行い、平成20年度からの2年間の計画を見直しました。

また、当初に設定した55の実施項目(63の細目)のうち、「求人情報等の提供」や「業務内容に即した勤務時間の設定」などの5つの項目については、次頁以降の各項目に掲げる除外理由により、行革の取組としての進行管理の対象から外しました。

一方、平成20年度以降、新たに取り組む必要のある実施項目として、「コンビニ納付・マルチペイメントの導入」や「事務委託化の推進」などの6つの項目を追加しました。

各実施項目の詳細については、次頁以降をご覧ください。

2 体系別実施項目一覧

実施体系	項目番号	実施項目	担当課	備考	
市民の満足と納得を得られる行政サービスの提供	(1)市民の利便性向上	1	ワンストップサービス（総合窓口）の導入	企画政策課・市民課	
		2	フロアマネージャー（案内人）の配置	企画政策課・秘書広報課・市民課	
		3	手続のオンライン化（電子化）の推進	情報推進課	
		3-2	コンビニ納付・マルチペイメントの導入	情報推進課・納税課・会計課	追加
		4	電話受付体制の見直し	管財課	
		5	住民票等自動交付機の利便性向上	市民課	
	(2)民間活力の積極的な導入・協働の推進	6	指定管理者制度の積極的活用	企画政策課・関係各課	
		7	求人情報等の提供	産業振興課	検討の結果、実施困難と判断し除外
		8	財政支援団体の見直し（文化・スポーツ振興財団）	生活文化課・スポーツ振興課	
		8-2	財政支援団体の見直し（社会福祉協議会）	生活福祉課	
		8-3	財政支援団体の見直し（シルバー人材センター）	生活福祉課	
		9	保育園の民間委託	保育課	
		10	児童館・学童クラブ運営の見直し	児童青少年課	
		11	公民館事業の見直し	公民館・教育企画課	
		12	図書館事業の見直し	図書館・教育企画課	
		13	協働の促進に向けた環境整備	企画政策課	
	13-2	事務委託化等の推進	企画政策課	追加	
	(3)事務事業・補助金の総点検	14	事務事業・補助金の総点検	企画政策課・関係各課	
	(4)公共施設の見直しと適正配置	15	公共施設の適正配置・有効活用	管財課・関係各課	
16		学校施設の適正配置	教育企画課		
16-2		菅平少年自然の家のあり方の検討	教育企画課・社会教育課	追加	
16-3		市営住宅のあり方の検討	都市計画課	追加	

実施体系		項目番号	実施項目	担当課	備考
自立した都市としての 強固な財政基盤の 確立	(1)内部管理コストの削減	17	新たな定員適正化計画の策定	企画政策課	
		18	業務内容に即した勤務時間の設定	職員課	検討の結果、実施困難と判断し除外
		19	公共施設保全計画の策定	建築営繕課	
		20	公共施設維持管理コストの削減	企画政策課・管財課	
		21	投票区の見直し	選挙管理委員会	
		22	情報システムの最適化	情報推進課	
		23	契約・入札制度の改善	契約課	
	(2)歳入の確保	24	市刊行物の有償頒布基準の策定	企画政策課・総務法規課	
		25	有料広告掲載の検討	企画政策課	
		26	未利用市有地の処分・有効活用	管財課	
		26-2	法定外公共物の適正な管理・処分	道路管理課・下水道課	追加
		27	徴収率の向上（市税）	納税課	
		27-2	徴収率の向上（国民健康保険料）	健康年金課	
		27-3	徴収率の向上（介護保険料）	高齢者支援課	
		27-4	徴収率の向上（保育料）	保育課	
		27-5	徴収率の向上（学童クラブ育成料）	児童青少年課	
	(3)受益者負担の適正化	28	使用料・手数料の適正化	企画政策課・関係各課	
		29	公共施設駐車場使用料の適正化	企画政策課・管財課・関係各課	
		30	市民健康診査等の受益者負担の検討	健康年金課	
		31	保育料の見直し	保育課	
		32	学童クラブ育成料の見直し	児童青少年課	
		33	家庭ごみの有料化	ごみ減量推進課	
		34	行政財産使用料の適正化	管財課	
		35	国民健康保険特別会計の健全化	健康年金課	
		36	下水道特別会計の健全化	下水道課	

実施体系		項目番号	実施項目	担当課	備考
改革の推進力の持続・強化	(1)組織機構の改革	37	目標管理制度の導入	職員課	
		38	政策決定方式の再構築	企画政策課	
		39	機能的・効率的な組織編成	企画政策課	
		40	リスクマネジメント（危機管理）体制の強化	企画政策課	
	(2)人事・給与制度改革	41	職員提案制度の効果的運用	職員課	提案を随時調整する体制に移行し除外
		42	人事考課制度の適正な運用	職員課	
		43	普通昇給停止年齢の見直し	職員課	人事政策の動向に鑑み中止し除外
		44	研修・能力開発支援の充実	職員課	
		45	職種換の導入	職員課	
		46	採用形態の多様化	職員課	検討の結果、実施困難と判断し除外
		46-2	給与体系の見直し	職員課	追加
	(3)政策検証機能の強化	47	行政評価制度の効果的運用	企画政策課・財政課	
		48	予算制度改革	財政課	
		49	政策法務機能の強化	総務法規課	
	(4)構造改革特区・地域再生計画の認定制度の活用	50	構造改革特区・地域再生計画の認定制度の活用	企画政策課	
	(5)市民と行政との情報の共有化	51	市民にわかりやすい行政情報の公表（財政白書等）	財政課	
		51-2	市民にわかりやすい行政情報の公表（事務報告書）	総務法規課	
		52	電子会議室の設置	秘書広報課	
		53	市民の声の庁内共有と活用	秘書広報課	
54		出前講座の実施	企画政策課		
55		市民意識調査の実施	企画政策課		

3 各実施項目の取組状況と今後の計画

実施項目の進捗状況や今後の計画については、下表「取組状況」をご覧ください。
 なお、新たに計画や目標等を変更したものは、「取組状況」欄の吹き出し()
)で追記しています。

基本方針

市民の満足と納得を得られる行政サービスの提供

実施項目	ワンストップサービス（総合窓口）の導入					項目番号	1
目的	複数の用件を可能な限り1か所(ワンストップ)で受け付ける体制を整備し、来庁者にとってわかりやすく便利な窓口サービスを実現する。						
取組概要	組織改正を行い、総合窓口を設置する。						
取組状況		17年度	18年度	19年度(上期)	19年度(下期)	20年度	21年度
	予定	報告書	2次報告書	窓口設置		検証	
	実績		報告書	窓口設置			
	19年7月の組織改正時に総合窓口を導入 20年度に、総合窓口の効果及び課題について検証する。						
備考							
担当課	企画政策課・市民課						

実施項目	フロアマネージャー（案内人）の配置					項目番号	2
目的	総合窓口の整備と合わせて来庁者に対する案内体制を見直し、市民サービスの向上を図る。						
取組概要	受付窓口の周辺を巡回しながら窓口案内や申請手続等の補助などを行うフロアマネージャーを配置するとともに、案内体制の総合的な見直しを行う。						
取組状況		17年度	18年度	19年度(上期)	19年度(下期)	20年度	21年度
	予定		報告書	配置		配置完了・検証	
	実績		報告書	一部配置			
	19年7月の組織改正時に総合窓口を導入 20年度に、フロアマネージャーの効果及び課題について検証する。						
備考							
担当課	企画政策課・秘書広報課・市民課						

実施項目	手続のオンライン化（電子化）の推進					項目番号	3
目的	インターネットを活用して手続を行う仕組みを拡充し、市役所の窓口に出向かなくとも必要な申請・届出等ができるようにし、市民の利便性向上と事務の効率化、期限内納付の促進を図る。						
取組概要	申請、届出の電子化ガイドライン(指針)及びアクションプラン(実施計画)を策定し、電子申請手続を拡充する。						
取組状況		17年度	18年度	19年度(上期)	19年度(下期)	20年度	21年度
	予定	申請手続指針	電子納付基本方針	実施	電子化対象の見直し		
	実績	申請手続導入					
	目標値			50%			90%
	実績値	1%	1%	36%			48%
	17年度は、庁内の検討部会で、オンライン化に係る基本方針及び実施計画を策定し、全庁におけるオンライン化が可能な事務手続を調査し、18年度以降、オンライン可能な事務手続を順次オンライン化した。なお、阻害要因等があり不可能な手続については、事務処理を見直すなどオンライン化の条件整備を行い、準備を進めている。						
備考	【数値目標】電子化により利便性向上に寄与する手続の実件数のうち、実際に電子化の手続を実施した割合						
担当課	情報推進課						

実施項目	コンビニ納付・マルチペイメントの導入（追加）					項目番号	3-2
目的	コンビニ納付、マルチペイメントの導入により、納付者の利便性向上を図るとともに、納付データ処理のリアルタイム化を図る。						
取組概要	「コンビニ納付」、「マルチペイメントネットワーク(24時間いつでも公共料金等をパソコン、携帯電話、ATM等で支払えるようにする仕組み)」の活用を検討する。						
実施状況	コンビニ納付・マルチペイメントの導入について、庁内検討部会において、費用対効果等の観点から検証し、情報化推進本部で導入が承認された。						
取組状況		17年度	18年度	19年度(上期)	19年度(下期)	20年度	21年度
	予定					構築	試行
	実績						
備考	実施項目 3「手続のオンライン化(電子化)の推進」から分離						
担当課	情報推進課・納税課・会計課						

実施項目	電話受付体制の見直し					項目番号	4
目的	代表電話方式を見直し、庁舎に電話がかかりにくい状況を解消する。 電話受付時間を拡大し、市民の利便性を向上させる。 通信費等の経費削減を図る。						
取組概要	ダイヤルイン(直通電話)方式やコールセンター(電話受付センター)などの費用対効果を検証し、最も効果的な方式を導入する。						
取組状況		17年度	18年度	19年度(上期)	19年度(下期)	20年度	21年度
	予定				実施		
	実績		報告書	ダイヤルイン実施			
	庁内検討部会で、コールセンター、ダイヤルイン、IP電話の三点の効果を検証後、19年7月の組織改正時にダイヤルインを導入した。						
備考							
担当課	管財課						

実施項目	住民票等自動交付機の利便性向上					項目番号	5
目的	自動交付機の適正配置、利用時間の拡大、機能の充実等により、市民の利便性を向上させる。 窓口混雑の緩和を図る。						
取組概要	自動交付機の増設と市民の利便性の高い配置を行う。 利用可能時間を拡大する。 機能の充実(課税証明の発行等)の可能性を検討する。						
取組状況		17年度	18年度	19年度(上期)	19年度(下期)	20年度	21年度
	予定		利用時間の見直し	利用時間変更		増設 配置見直し	
	実績		利用時間の見直し	利用時間変更			
	目標値			30.0%			33.0%
	実績値	27.8%	29.9%				48.0%
	18年度は、紙詰まり解消対策として用紙を変更した。 19年度は、ひばりが丘図書館、保谷公民館、芝久保公民館で利用時間を延長した。 20年度に保谷駅再開発ビルに新規1台設置予定 課税証明の発行等については、検討の結果費用対効果の観点から導入しないこととした。						
備考	[数値目標] 住民票等自動交付機発行件数/総発行件数						
担当課	市民課						

実施項目	指定管理者制度の積極的活用				項目番号	6	
目的	民間活力を導入し、市民サービスの向上と行政コストの縮減を図る。						
取組概要	アウトソーシング(指定管理・民間委託等)に係る基本的考え方を整理する。 制度導入による効果が期待できる公の施設に指定管理者制度を導入する。						
取組状況		17年度	18年度	19年度 (上期)	19年度 (下期)	20年度	21年度
	予定	検討・準備	一部導入			一部導入	一部導入
	実績	検討・準備	一部導入				
	目標値			累計27ヶ所			累計75ヶ所
	実績値	累計44ヶ所	累計44ヶ所	累計44ヶ所			
	目標値						累計16ヶ所
	実績値	累計0ヶ所	累計15ヶ所	累計15ヶ所			
	<p>17年度に、管理委託を行っている全ての施設について指定管理者制度の導入を検討し、18年度から、保谷こもれびホール、スポーツ施設5施設、市営駐車場、市民交流施設8施設に指定管理者制度を導入した。</p> <p>アスタ市営駐車場については19年度から、保谷こもれびホール及びスポーツ施設については20年度から公募選定した民間事業者が指定管理者として管理運営する。</p>						
備考	[数値目標] 制度導入の検討を終える施設数(累計) 制度導入施設数(累計)						
担当課	企画政策課・関係各課						

実施項目	求人情報等の提供					項目番号	7
目的	田無庁舎内にハローワーク三鷹と共同設置している就職情報コーナーを有効に活用し、市内の中小企業支援と産業振興を図る。						
取組概要	就職情報コーナーの充実 就職面接会、就職支援セミナーの開催 商工会との連携による地元求人への掘り起こし						
実施状況	情報公開コーナーの拡充、セミナーの開催などを実施						
取組状況		17年度	18年度	19年度 (上期)	19年度 (下期)	20年度	21年度
	予定	実施					
	実績	面接会・セミナーの実施	面接会・セミナーの実施				
	目標値			38.0%			38.0%
	実績値	34.3%	34.8%				
備考	【数値目標】就職率(確認済採用者数/新規登録者数) 【除外理由】民間活力の導入という点で、商工会との連携を取組内容に掲げているが、実現性が低いため、行革項目から外し、経常業務として実施する。						
担当課	産業振興課						

実施項目	財政支援団体の見直し(文化・スポーツ振興財団)					項目番号	8
目的	公の施設の指定管理者制度が創設されたことに伴い、財政支援団体は民間事業者との競争に直面することから、人事・財政面で市への依存度が高い財団について、解散を含めたあり方の見直しを行う。						
取組概要	19年度までは文化・スポーツ施設の指定管理者として財団を指定し、20年度以降は公募により管理者を選定するため、18年度までに財団のあり方を検証する。						
取組状況		17年度	18年度	19年度 (上期)	19年度 (下期)	20年度	21年度
	予定		検証結果 報告書				
	実績				解散見込み		
	保谷こもれびホールやスポーツ施設について、次期指定管理者を公募により実施						
備考	20年3月に財団解散予定(予定どおり解散した場合実施項目から除外)						
担当課	生活文化課・スポーツ振興課						

実施項目	財政支援団体の見直し（社会福祉協議会）				項目番号	8-2	
目的	団体を取り巻く環境の変化に対応した自立した経営を実現し、市からの財政支出を抑制する。						
取組概要	団体に（仮称）経営改善計画の策定を要請する。 経営改善計画に基づき、実施事業の見直し等により、自主財源の拡充を図る。 経営改善計画に基づき、適正な定員管理等により、経費削減を図る。						
取組状況		17年度	18年度	19年度 （上期）	19年度 （下期）	20年度	21年度
	予定	経営改善計画		実施			
	実績	報告書	経営改善計画				
	<p>チェアキャブ台数を2台から1台へ変更し、在宅福祉サービスの利用対象枠を広げるとともに利用者負担金の拡充を図った。</p> <p>社会福祉協議会へ管理委託を行っていた谷戸高齢者在宅サービスセンターを18年10月から、田無高齢者在宅サービスセンターを19年10月から、社会福祉法人千曲会に変更した。</p>						
備考							
担当課	生活福祉課						

実施項目	財政支援団体の見直し（シルバー人材センター）				項目番号	8-3	
目的	団体を取り巻く環境の変化に対応した自立した経営を実現し、市からの財政支出を抑制する。						
取組概要	実施事業の見直し等により、自主財源の拡充を図る。						
実施状況		17年度	18年度	19年度 （上期）	19年度 （下期）	20年度	21年度
	予定	実施					
	実績						
	目標値			48%			51%
	実績値	47.4%	48.1%				
	<p>18年度予算において市からの補助金を対前年度予算5%削減とし、団体の補助金依存率の改善を図った。</p> <p>17年度から改正補助金交付要綱を適用し、自主財源比率を高める制度への転換を図った。</p>						
備考	[数値目標] 民間からの受注比率						
担当課	生活福祉課						

実施項目	保育園の民間委託					項目番号	9
目的	保育園ごとの機能の見直しを行い、地域における子育て支援の充実を図るとともに、多様な保育ニーズに対応できる体制を整備する。 委託化による経費節減を図る。						
取組概要	市立保育園全17園のうち7園の運営を段階的に民間に委託する。						
実施状況		17年度	18年度	19年度 (上期)	19年度 (下期)	20年度	21年度
	予定		1園委託	1園委託			1園委託
	実績		1園委託	1園委託			
	目標値			累計2園			累計2園
	実績値	累計0園	累計1園	累計2園			累計3園
	18年4月から「みどり保育園」、19年4月から「田無保育園」の民間委託を実施 21年度に「しもほうや保育園」を民間委託する予定						
備考	[数値目標] 市立保育園の運営委託園数						
担当課	保育課						

実施項目	児童館・学童クラブ運営の見直し					項目番号	10
目的	民間活力を導入し、事業の効率化とサービスの向上を図る。						
取組概要	施設運営の包括的なアウトソーシング(民間委託等)を検討する。						
実施状況		17年度	18年度	19年度 (上期)	19年度 (下期)	20年度	21年度
	予定	審議会検討	委託化方針	審議会検討		児童館再編・委託化方針、学童クラブ委託化方針策定	見直し実施
	実績			1学童クラブ委託化	3学童クラブ委託化調整		
	19年4月から北原学童クラブの運営をNPOへ委託した。また、20年度新たに谷戸・向台・向台第二学童クラブの運営をNPOに委託予定。児童館の再編成を行い拠点型・地域型・特化型の3類型に位置づけ、特化型については、23年度を目途に委託運営を目指す予定 休日・夜間の延長については、18年度田無児童館の休日・夜間の開館を実施、19年度については中町児童館において休日開館を実施した。さらに20年度西原北児童館で休日開館を実施予定						
備考							
担当課	児童青少年課						

実施項目	公民館事業の見直し					項目番号	11
目的	民間活力を導入し、公民館機能の充実と運営の効率化を図る。						
取組概要	職員の役割と配置体制の見直しを行う。 公民館専門員(嘱託員)等の地域人材の活用を検討する。 指定管理者制度の活用を含め、施設運営の包括的なアウトソーシング(民間委託等)を検討する。						
実施状況		17年度	18年度	19年度(上期)	19年度(下期)	20年度	21年度
	予定	基本方針の策定	基本方針の策定	指定管理の検討 職員配置見直し		見直し実施	
	実績		職員配置見直し	職員配置見直し		基本方針策定	
	一館につき、公民館専門員2名(嘱託員)を採用し、地域人材の活用を図った。 公民館の運営の見直しについては、19年度に検討、20年度に基本方針を策定予定						
備考							
担当課	公民館・教育企画課						

実施項目	図書館事業の見直し					項目番号	12
目的	民間活力を導入し、図書館機能の充実と運営の効率化を図る。						
取組概要	指定管理者制度の活用を含め、施設運営のアウトソーシング(民間委託等)を検討する。						
実施状況		17年度	18年度	19年度(上期)	19年度(下期)	20年度	21年度
	予定	基本方針の策定	基本方針の策定	指定管理の検討	指定管理の検討	見直し実施	
	実績	職員配置見直し	職員配置見直し	職員配置見直し	基本方針策定		
	基本方針の策定に向け、図書館業務を洗い出し、民間委託されている自治体を視察し、利用者アンケートを実施した。 19年度は図書館の運営のあり方について、図書館協議会へ諮問し、提言を受ける。 19年度基本方針の策定に向けて、現在、検討中(計画の再設定)						
備考							
担当課	図書館・教育企画課						

実施項目	協働の促進に向けた環境整備					項目番号	13
目的	多様な主体との対等の立場での協働を促進し、地域の課題を協働により解決することにより、行政のスリム化・効率化を図る。						
取組概要	西東京市における協働事例及び協働可能分野の調査・分析 協働の領域拡大による行政のスリム化・効率化 協働基本方針の見直し NPO等企画提案事業の見直し (仮称)市民活動支援センターの設立検討						
取組状況		17年度	18年度	19年度 (上期)	19年度 (下期)	20年度	21年度
	予定		基本方針 見直し	協働事務が生 活文化から企 画政策課へ所 管換え	・協働の基本 方針の見直し ・NPO等企画 提案事業の見 直し	・市民活動の 場の整備 ・協働の事例 集作成	
	実績						
	目標値			25件			27件
	実績値	24件	32件				40件
	<p>現行の職員向けの協働の基本方針を職員及び市民団体等を対象にした基本方針へ改めて、19年度中に策定する予定</p> <p>NPO等企画提案事業については、単年度の委託事業から、最高3年継続実施可能な補助制度へ改めて、20年度から新たな内容で実施する予定</p> <p>(仮称)市民活動支援センターについては、イングリル内にNPOや市民が利用できる場所を整備し、試行的に運営し、センターの設置を検討する予定</p> <p>その他の取組については、今後策定する協働の基本方針を踏まえて、実施する予定</p>						
備考	[数値目標] NPOとの協働事案件数						
担当課	企画政策課						

実施項目	事務委託化等の推進（追加）					項目番号	13-2
目的	市の事務事業について民間事業者等への委託化等が可能なものを選別し、公募等による委託化を推進することで行政コストの低減を図る。						
取組概要	現行の事務事業の中から民間委託化等が可能なものを抽出するための調査を実施 民間委託化に向けて課題の洗い出しや、事業者公募方法の検討						
実施状況		17年度	18年度	19年度 (上期)	19年度 (下期)	20年度	21年度
	予定					調査	選別・検討
	実績						
備考	新規項目						
担当課	企画政策課						

実施項目	事務事業・補助金の総点検					項目番号	14
目的	市のサービスとして継続すべき事業とその適正水準を見極め、必要な事業に適切な予算と職員を配分することで、継続的に市民満足度の高いサービス提供を行う。						
取組概要	事務事業・補助金の洗い出し 他市の水準調査 継続の必要性等の検証と見直し						
取組状況		17年度	18年度	19年度(上期)	19年度(下期)	20年度	21年度
	予定	見直し方針	関係機関調整 要綱改正等 段階的实施	段階的实施		点検手法を 検討	
	実績	実施	行政評価を通じて見直しを実施				
	17年度に見直し方針を定め、190項目を抽出し、そのうち111項目の見直しを実施 18年度以降は、行政評価制度を通じて、補助金事業についても他市との比較を踏まえて検証することとした。						
備考	現行の行政評価は事務事業評価であり、18-20年度の三年間で市の裁量の余地のある事務事業を単年度150ずつ評価するとしている。21年度に施策評価も導入するため、新たな行政評価制度を構築する中で、補助金の総点検の仕組みについても検証する。						
担当課	企画政策課・関係各課						

実施項目	公共施設の適正配置・有効活用					項目番号	15
目的	公共施設の適正配置、有効活用を進め、市民の利便性向上と施設運営の効率化を図る。						
取組概要	施設実態調査を実施し、公共施設白書を策定する。 施設更新時期等を考慮しつつ、改築、転用、統廃合、機能融合等を進める。 2庁舎体制の見直しに向けた検討を行う。						
取組状況		17年度	18年度	19年度(上期)	19年度(下期)	20年度	21年度
	予定	検討組織設置 対象施設選定	施設実態調査 公共施設白書	実施		協議・調整	
	実績		施設実態調査		公共施設白書		
	19年10月に公共施設白書を作成 今後、白書でまとめた施設情報を踏まえ、適正配置、有効活用に向けた検討を実施						
備考							
担当課	管財課・関係各課						

実施項目	学校施設の適正配置					項目番号	16
目的	学校施設の計画的な更新、適正配置を進め、良好な学校教育環境を整備する。						
取組概要	学校施設実態調査 学校施設更新・適正配置計画の策定 施設更新時期に合わせた統廃合・適正配置						
取組状況		17年度	18年度	19年度 (上期)	19年度 (下期)	20年度	21年度
	予定	検討組織設置	検討組織設置 施設実態調査 適正配置素案	市民参加手続	市民参加手続 適正配置計画 施設毎の検討	基本方針の 策定	具体的な 施設の検
	実績	検討組織設置	検討委員会設置 報告書	市民参加手続	市民参加手続 適正配置計画基 本方針検討		
	庁内の検討部会で、通学区域の見直しや児童・生徒数の推移等について検討を行い、18年度に、学校施設適正規模・適正配置の基本的な考え方を示した中間まとめを作成した。						
備考							
担当課	教育企画課						

実施項目	菅平少年自然の家のあり方の検討（追加）					項目番号	16-2
目的	今後の菅平少年自然の家のあり方について検討し、方向性を打ち出す。						
取組概要	運営コストや将来的な改修コストの検証、代替策の検証などを踏まえ、今後の菅平少年自然の家のあり方について報告書をまとめる。						
取組状況		17年度	18年度	19年度 (上期)	19年度 (下期)	20年度	21年度
	予定				報告書 (中間まとめ)		報告書 (最終まとめ)
	実績						
備考	新規項目						
担当課	教育企画課・社会教育課						

実施項目	市営住宅のあり方の検討（追加）						16-3
目的	今後の市営住宅のあり方について検討し方向性を打ち出す。						
取組概要	運営コストや将来的な建替え・改修コストの検証、代替策の検証などを踏まえ、今後の市営住宅のあり方について報告書をまとめる。						
取組状況		17年度	18年度	19年度 (上期)	19年度 (下期)	20年度	21年度
	予定					報告書	
	実績						
備考	新規項目						
担当課	都市計画課						

実施項目	新たな定員適正化計画の策定					項目番号	17
目的	市の業務のうち、委託や市民協働などで対応できる業務と正規職員により直接執行すべき業務とを区分し、適正な職員数による効率的な行政経営を目指す。						
取組概要	18年度以降の新たな定員適正化計画を策定し、職員定数の計画的な削減を進める。						
取組状況		17年度	18年度	19年度(上期)	19年度(下期)	20年度	21年度
	予定		定員適正化計画策定				
	実績				定員適正化計画策定		
	目標値			8%以上			13%以上
	実績値	3.1%	6.1%	10.3%			
	19年12月に第2次定員適正化計画を策定 目標値については、予定通り削減実施						
備考	【数値目標】正規職員の削減率(16年度比)						
担当課	企画政策課						

実施項目	業務内容に即した勤務時間の設定					項目番号	18
目的	勤務時間を勤務実態に応じて柔軟に設定することにより、時間外勤務を抑制し、職員の健康維持と人件費の削減を図る。						
取組概要	組織毎の実態に応じて、適正な勤務時間を設定する。						
実施状況	庁内の時間外勤務や休日出勤の状況調査や、土曜窓口開庁の本実施に向けた調整などを実施 今後は、休憩時間の廃止に向けて検討予定						
取組状況		17年度	18年度	19年度(上期)	19年度(下期)	20年度	21年度
	予定	職場実態調査	柔軟な勤務時間設定				
	実績	職場実態調査					
	目標値			91時間			時間
	実績値	106時間	98時間				
備考	【数値目標】職員1人当たりの年間超過勤務時間数 【除外理由】職場実態調査の結果、勤務時間の柔軟化を制度化できる対象職場がないと判断し、行革項目から除外する。						
担当課	職員課						

実施項目	公共施設保全計画の策定					項目番号	19
目的	公共施設の延命化 施設の安全管理、機能維持 計画的な施設更新による財政負担の平準化						
取組概要	施設実態調査及び施設実態のデータベース化 施設劣化診断 施設保全整備計画の策定と後期基本計画への反映 計画的な施設改修・保全						
取組状況		17年度	18年度	19年度 (上期)	19年度 (下期)	20年度	21年度
	予定		施設実態調査 公共施設白書	施設劣化診断 施設保全計画		計画に基づく 改修・保全	計画に基づく 改修・保全
	実績		施設実態調査		公共施設白書	施設劣化診断 施設保全計画	
	公共施設白書策定のための実績調査を実施 今後は、施設保全計画を策定し、計画的改修・保全を実施						
備考	15と連携項目 施設実態調査は公共施設白書に取り込み						
担当課	建築営繕課						

実施項目	公共施設維持管理コストの削減					項目番号	20
目的	施設維持管理経費の削減を図る。						
取組概要	公共施設の安全性等に配慮しつつ、仕様や契約方法の見直し等により適切な予定価格を算出する。 指定管理者制度導入施設について、適切な指定管理料を算定する。						
取組状況		17年度	18年度	19年度 (上期)	19年度 (下期)	20年度	21年度
	予定		調査				
	実績		こもれびホール調査	スポーツ施設調査			
	目標値			累計5ヶ所			累計10ヶ所
	実績値	累計0ヶ所	累計1ヶ所	累計5ヶ所			
	保谷こもれびホールの次期指定管理者の公募に向け、維持管理経費の調査を委託 指定管理料については、委託調査を踏まえて審査し、協議により策定						
備考	【数値目標】見直し対象施設数(累計)						
担当課	企画政策課・管財課						

実施項目	投票区の見直し					項目番号	21
目的	投票区の見直しにより、市民の利便性向上と選挙執行経費の節減を図る。						
取組概要	同規模団体の投票所数等を参考に、次の視点にたつて投票区域全体の見直しを行う。 旧市境等に見られるいびつな形の投票区や投票所の配置の偏りを解消する。 民間施設の借上げから公共施設を利用した投票所に移行させる。						
取組状況		17年度	18年度	19年度 (上期)	19年度 (下期)	20年度	21年度
	予定	見直し方針	1ヶ所減		1ヶ所減		2ヶ所減
	実績						
	目標値			33ヶ所			33ヶ所
	実績値	35ヶ所	35ヶ所	35ヶ所			
備考	[数値目標] 投票所数						
担当課	選挙管理委員会						

実施項目	情報システムの最適化					項目番号	22
目的	業務とシステムの全体像を把握し、導入効果や運用経費の再検証を行うことにより、付加価値の高い行政サービスの提供、業務の効率化及びIT投資の適正化を実現する。						
取組概要	IT投資効果を検証し、システムの調達・管理・運用に関する基本原則を明確にする「最適化計画」を策定する。 「最適化計画」に基づき、ネットワーク、端末(パソコン)、業務システムを再編(廃止・統合含む)する。						
取組状況		17年度	18年度	19年度 (上期)	19年度 (下期)	20年度	21年度
	予定		最適化計画 実施				
	実績		最適化計画 実施				
	目標値			-			25%削減
	実績値	13%	22%				
	18年度に最適化計画策定支援業務の委託業者を決定し、19年4月に最適化計画を策定 保守点検等の最適化により19年度予算に効果を反映						
備考	[数値目標] 一般会計の情報部門予算の削減率(16年度比)						
担当課	情報推進課						

実施項目	契約・入札制度の改善					項目番号	23
目的	入札制度の一層の公正性、透明性を確保し、競争性を高める。 長期継続契約の導入により、契約主体の多様化と契約事務の効率化を図る。						
取組概要	電子入札の拡大 一般競争入札の拡大 予定価格事前公表の見直し 入札監視委員会による監視 長期継続契約の対象範囲の拡大						
取組状況		17年度	18年度	19年度 (上期)	19年度 (下期)	20年度	21年度
	予定	電子入札の段階的拡大				長期継続契約の条例化を検討	
	実績	電子入札の段階的拡大					
	目標値			60%			90%
	実績値	0.5%	25.13%				
	17年11月から、1,000万円以上の工事案件について、電子入札を試行実施。 18年度から、電子入札の対象範囲を段階的に拡大し、19年度には、50万円以上の工事及び300万円以上の物品のうち、電子化が可能な案件について、試行実施。 17年度、庁内各課を対象に長期継続契約に関する実態調査を実施。						
備考	[数値目標] 競争入札案件(単価契約除く)における電子入札率						
担当課	契約課						

実施項目	市刊行物の有償頒布基準の策定					項目番号	24
目的	歳入の確保						
取組概要	市刊行物の有償頒布基準の策定						
取組状況		17年度	18年度	19年度 (上期)	19年度 (下期)	20年度	21年度
	予定		基準策定 実施				
	実績			基準策定			
	目標値			85種類			90種類
	実績値	79種類	84種類				
	目標値						500,000 円
	実績値	327,422	346,490				
	19年8月に有償頒布基準を策定						
備考	【数値目標】 有償頒布刊行件数、 有償頒布金額						
担当課	企画政策課・総務法規課						

実施項目	有料広告掲載の検討					項目番号	25
目的	歳入の確保						
取組概要	市ホームページや刊行物等への有料広告掲載の検討						
実施状況		17年度	18年度	19年度 (上期)	19年度 (下期)	20年度	21年度
	予定			実施			
	実績			ホームページ 広告			
	目標値			累計3件			累計6件
	実績値	累計0件	累計0件	累計3件			
	18年度に検討部会で有料広告に関し検討し、取扱要綱を設置 19年度は、ホームページ上に有料広告10枠(1枠1月25,000円)を設定し、募集を実施						
備考	【数値目標】 広告媒体数						
担当課	企画政策課						

実施項目	未利用市有地の処分・有効活用					項目番号	26
目的	市有地の有効活用 歳入の確保						
取組概要	売払基準の策定 未利用市有地(普通財産・道路残地等)の洗い出し・活用方法の検証 不要市有地の処分						
取組状況		17年度	18年度	19年度 (上期)	19年度 (下期)	20年度	21年度
	予定	検討組織設置・基準策定	売却				
	実績	売却					
	目標値						累計 2,564,000千円
	実績値	累計 356,462千円	累計 1,679,861千円				
	17年度は、未利用市有地南町6丁目1359-16ほか2筆、保谷町4丁目1369-6を一般競争入札にて売却し、里道(法定外公共物)の売払いを実施 18年度は、未利用地市有地南町3-660-190代替地として売却						
備考	[数値目標]市有地売却金額 売却箇所から売却金額へ変更						
担当課	管財課						

実施項目	法定外公共物の管理・処分(追加)					項目番号	26-2
目的	国から譲与を受けた法定外公共物(里道・水路)について、適正な管理を確立し、不要なものについて将来的に処分を進める。						
取組概要	法定外公共物の管理・処分について、課題整理の上、早期に取組方法、スケジュール等を調整 境界確定、地積測量に向けて現況調査の実施 現況調査を踏まえ今後の整備及び財産処理の計画等の策定						
取組状況		17年度	18年度	19年度 (上期)	19年度 (下期)	20年度	21年度
	予定					課題整理・調整	現況調査等
	実績						
備考	普通財産となった法定外公共物の売却は、管財課で実施(実施項目 26「未利用市有地の処分・有効活用」)						
担当課	道路管理課・下水道課						

実施項目	徴収率の向上（市税）					項目番号	27
目的	負担の公平性の確保 徴収率向上による財源確保						
取組概要	口座振替の促進 納税推進嘱託員による徴収強化 動産のインターネット公売・不動産公売 納付書様式の改善 研修受講等による職員のスキルアップ 庁内連携による滞納処分						
取組状況		17年度	18年度	19年度 (上期)	19年度 (下期)	20年度	21年度
	予定		困難事例の 共同処理				
	実績						
	目標値			現98.8% 滞24.6%			現99.0% 滞25.0%
	実績値	現98.7% 滞22.7%	現98.8% 滞22.1%				
	新築マンション等へのポスティングによる口座振替の促進、納税推進員の配置、不動産物件の公売実施、動産のインターネット公売の実施、庁内連携による滞納処分の実施等						
備考	【数値目標】徴収率（現年分・滞納分）						
担当課	納税課						

実施項目	徴収率の向上（国民健康保険料）					項目番号	27-2
目的	負担の公平性の確保 徴収率向上による財源確保						
取組概要	口座振替の促進 収納推進嘱託員による徴収強化 研修受講等による職員のスキルアップ 庁内連携による滞納処分						
取組状況		17年度	18年度	19年度 (上期)	19年度 (下期)	20年度	21年度
	予定		困難事例の 共同処理				
	実績						
	目標値			現89.6% 滞17.5%			現90.0% 滞17.7%
	実績値	現89.2% 滞17.3%	現90.1% 滞19.0%				現90.3% 滞19.2%
	臨戸訪問、納期限広告の掲載、口座振替の促進、庁内連携による滞納処分の実施等						
備考	【数値目標】徴収率（現年分・滞納分）						
担当課	健康年金課						

実施項目	徴収率の向上（介護保険料）					項目番号	27-3
目的	負担の公平性の確保 徴収率向上による財源確保						
取組概要	口座振替の促進 普及啓発事業の強化（滞納者に対する給付減額等の措置について周知徹底を図る。） 電話・訪問による納付相談及び徴収の強化 督促、催告の強化 庁内連携による滞納処分						
取組状況		17年度	18年度	19年度 （上期）	19年度 （下期）	20年度	21年度
	予定		困難事例の 共同処理				
	実績						
	目標値			現98.5% 滞20.6%			現98.5% 滞20.6%
	実績値	現98.1% 滞18.5%	現98.3% 滞17.7%				
	口座振替の促進、普及啓発事業の強化（滞納者に対する給付減額等の措置を周知徹底）、電話・訪問による納付相談及び徴収の強化、督促、催告の強化、庁内連携による滞納処分を実施						
備考	〔数値目標〕徴収率（現年分・滞納分）						
担当課	高齢者支援課						

実施項目	徴収率の向上（保育料）					項目番号	27-4
目的	負担の公平性の確保 徴収率向上による財源確保						
取組概要	口座振替の促進 電話や園児送迎時における督促・催告の実施 庁内連携による滞納処分						
取組状況		17年度	18年度	19年度 （上期）	19年度 （下期）	20年度	21年度
	予定		困難事例の 共同処理				
	実績						
	目標値			現98.8% 滞10.0%			現99.0% 滞11.6%
	実績値	現98.4% 滞4.4%	現98.5% 滞7.6%				
	電話や園児送迎時における督促・催告の実施						
備考	〔数値目標〕徴収率（現年分・滞納分）						
担当課	保育課						

実施項目	徴収率の向上（学童クラブ育成料）				項目番号	27-5	
目的	負担の公平性の確保 徴収率向上による財源確保						
取組概要	口座振替の導入 電話・訪問による納付相談及び徴収の実施 庁内連携による滞納処分						
取組状況		17年度	18年度	19年度 (上期)	19年度 (下期)	20年度	21年度
	予定	口座振替の導入	困難事例の共同処理				
	実績	口座振替の導入					
	目標値			現96.5% 滞19.3%			現97.0% 滞19.3%
	実績値	現96.3% 滞14.7%	現96.2% 滞12.0%				
	銀行等口座振替の実施、18年度郵便振替実施に向けての準備、電話による催促、滞納者の新年度入会申請の際に納付計画を作成させ納付指導を実施						
備考	【数値目標】徴収率（現年分・滞納分）						
担当課	児童青少年課						

実施項目	使用料・手数料の適正化				項目番号	28	
目的	受益者負担を適正化し、持続的にサービスを提供するための体制を整備する。						
取組概要	原価計算の実施 公共施設使用料の定期的な見直し 手数料の定期的な見直し 減免基準の見直し						
取組状況		17年度	18年度	19年度 (上期)	19年度 (下期)	20年度	21年度
	予定	審議会諮問	改定				
	実績		改定		基本方針の見直し		
	目標値			累計14件			累計20件
	実績値	累計1件	累計2件	累計17件			
	17年度は文化施設、スポーツ施設計14件について審議会へ諮問 18年度は、青嵐中学校施設使用料、事務手数料、ごみ手数料について審議会へ諮問し、3月議会に文化施設及びスポーツ施設の使用料、事務手数料の改定、青嵐中学校施設使用料及びごみ手数料の新設を上げ（一部を除き、19年度に施行）。 19年度は、エコプラザ西東京の施設使用料及び保谷中学校体育館の使用料を審議会へ諮問 19年度使用料の基本方針の見直しを審議会への諮問						
備考	【数値目標】水準の見直しを行う使用料・手数料事案数						
担当課	企画政策課・関係各課						

実施項目	公共施設駐車場使用料の適正化					項目番号	29
目的	受益者負担の適正化 駐車場混雑の緩和						
取組概要	駐車場使用料についての基本方針の策定 施設毎の使用料適正額の算定						
取組状況		17年度	18年度	19年度 (上期)	19年度 (下期)	20年度	21年度
	予定	審議会諮問	改定				有料化検討
	実績						
	目標値			累計3ヶ所			累計3ヶ所
	実績値	累計1ヶ所	累計1ヶ所	累計1ヶ所			
	18年度に田無庁舎駐車場は検討済み 田無庁舎、保谷庁舎、向台グラウンドの駐車場については、21年度以降に検討予定						
備考	水準の見直しを検討する施設数						
担当課	企画政策課・管財課・関係各課						

実施項目	市民健康診査等の受益者負担の検討					項目番号	30
目的	市民健康診査等の受益者負担の検討						
取組概要	限られた財源で、多くの市民が健康診査を受診できるよう、適正な受益者負担のあり方を検討する。						
取組状況		17年度	18年度	19年度 (上期)	19年度 (下期)	20年度	21年度
	予定		一部有料化				
	実績						
	17年度は基本健康診査の選択項目及び乳がん検診、大腸がん検診の委託費用の圧縮を実施 受益者負担については、未実施。今後、医療制度改革を踏まえて検討						
備考							
担当課	健康年金課						

実施項目	保育料の見直し					項目番号	31
目的	受益者負担の適正化を図る。						
取組概要	19年度以降の適正な保育料額を検討する。						
取組状況		17年度	18年度	19年度 (上期)	19年度 (下期)	20年度	21年度
	予定	16年度改定の 段階的实施		改定		税源移譲の 影響の補正	
	実績	16年度改定の 段階的实施		改定見送り			
	目標値			50%			50%
	実績値	47.7%	49.6				
	15年度改正により、16～18年度に段階的に見直しを実施 19年度の改定は見送り。ただし、税源移譲による影響額の補正について20年度実施予定						
備考	【数値目標】保育料の国基準徴集額に対する調定額						
担当課	保育課						

実施項目	学童クラブ育成料の見直し					項目番号	32
目的	受益者負担の適正化を図る。						
取組概要	育成料及び間食費の見直し 減免基準の見直し						
取組状況		17年度	18年度	19年度 (上期)	19年度 (下期)	20年度	21年度
	予定	改定				改定	
	実績	改定					
	17年度に従来の育成料を育成料と間食費に区分し、併せて減免対象の見直しを実施 20年度改定については、検討の結果見送り						
備考							
担当課	児童青少年課						

実施項目	家庭ごみの有料化					項目番号	33
目的	ごみの資源化促進と受益者負担の適正化を図る。						
取組概要	ごみの分別・リサイクルの推進と適正な費用負担について検討する。						
取組状況		17年度	18年度	19年度 (上期)	19年度 (下期)	20年度	21年度
	予定				有料化		
	実績				有料化		
	目標値			515g			486g
	実績値	544g	535g				
20年1月に家庭ごみの有料化を実施							
備考	【数値目標】1人当たりのごみの増減率(目標値の変更:市全体の減量率 一人当たりの増減率)						
担当課	ごみ減量推進課						

実施項目	行政財産使用料の適正化					項目番号	34
目的	旧両市における基準を統一し、負担の公平と歳入の確保を図る。						
取組概要	行政財産使用料の算定基準を統一する。						
取組状況		17年度	18年度	19年度 (上期)	19年度 (下期)	20年度	21年度
	予定	実態調査 基準策定	新基準適用			減免基準 の厳格化	
	実績	実態調査 基準策定	新基準適用				
基準は計画どおり、策定済み。ただし、減免基準の厳格化が必要							
備考							
担当課	管財課						

実施項目	国民健康保険特別会計の健全化					項目番号	35
目的	独立採算性の原則を踏まえ、一般会計からの法定外繰入を抑制する。						
取組概要	医療費等の動向を踏まえ、毎年度保険料の見直しを行う。						
実施状況	18年度に限度額(50万円 53万円)・料率(所得割5.00/100 5.20/100、均等割17,900円 20,000円)の改定を実施済み。 19年度の改定は見送り。今後の計画を再設定。						
取組状況		17年度	18年度	19年度(上期)	19年度(下期)	20年度	21年度
	予定		限度額改定	料率改定		料率改定	料率改定
	実績		限度額改定 料率改定			見直し	見直し
備考							
担当課	健康年金課						

実施項目	下水道特別会計の健全化					項目番号	36
目的	独立採算性の原則を踏まえ、一般会計からの法定外繰入を抑制する。						
取組概要	下水道使用料の適正化を図る。 維持管理業務共同化による効率化を検討する。 ポンプ場等施設更新によるコスト削減を検討する。						
取組状況		17年度	18年度	19年度(上期)	19年度(下期)	20年度	21年度
	予定	財政計画	審議会		使用料改定	繰上償還	繰上償還
	実績	財政計画	審議会	繰上償還	使用料改定		
	目標値			50.0%			50.0%
	実績値	42.0%	42.0%				55.0%
	18年3月に財政計画(中期経営計画)を策定するとともに、維持管理業務の共同化について検討 19年10月に料金改定(10%の引上げ)施行 19・20・21年度における起債の公的資金補償金免除繰上償還を申請						
備考	【数値目標】汚水処理経費回収率(使用料収入/汚水処理費)						
担当課	下水道課						

実施項目	目標管理制度の導入						項目番号	37
目的	職場の活性化 成果志向の組織風土づくり 職員のモラル、資質の向上							
取組概要	組織目標の設定 人事考課制度や行政評価制度等との連携を検討し、機能する制度を構築する。							
取組状況		17年度	18年度	19年度 (上期)	19年度 (下期)	20年度	21年度	
	予定		一部実施					
	実績		試行実施	(人事考課 へ)				
	18年度試行的に全課で実施。19年度は人事考課制度に統合して運用							
備考	組織改正により所管換え							
担当課	職員課							

実施項目	政策決定方式の再構築						項目番号	38
目的	市長の政策決定を補佐し、戦略的な市政運営を実現する。							
取組概要	現行の首脳部会議を見直し、市の行財政運営の基本方針や重要施策等について審議決定する機関と、各部の連絡調整等を目的とする機関とに再編する。							
取組状況		17年度	18年度	19年度 (上期)	19年度 (下期)	20年度	21年度	
	予定	検討・見直し						
	実績		一部見直し					
	18年度に首脳部会議の運営を見直し済み（付議事案形式、庁内周知）							
備考								
担当課	企画政策課							

実施項目	機能的・効率的な組織編成					項目番号	39
目的	地方自治体の新たな経営の視点である成果主義に対応できるよう、部の構成を政策・事業分野別に大括り化し、組織としての自主性や主体性を発揮しやすい機能的な組織機構を構築する。						
取組概要	組織機構及び事務分掌を再編成する。						
取組状況		17年度	18年度	19年度 (上期)	19年度 (下期)	20年度	21年度
	予定			組織改正			
	実績			組織改正			
19年7月に組織改正を実施(市長部局9部 7部1室、教育委員会2部 1部)							
備考							
担当課	企画政策課						

実施項目	リスクマネジメント(危機管理)体制の強化					項目番号	40
目的	災害、事件、事故等の未然防止 危機発生時の損失の最小化 コンプライアンス(法令遵守)体制の構築						
取組概要	担当課の設置、危機管理監の設置 危機事例の洗い出し、危機管理マニュアルの作成						
取組状況		17年度	18年度	19年度 (上期)	19年度 (下期)	20年度	21年度
	予定		基本方針	組織改正			
	実績			基本方針 組織改正			
19年7月危機管理室発足 危機管理ガイドラインを策定済み							
備考							
担当課	企画政策課						

実施項目	職員提案制度の効果的運用					項目番号	41
目的	職員の意欲・主体性の向上 市民サービスの向上 事務事業の効率化						
取組概要	実効性の高い提案を増加させるための制度改善 人材育成のツールとしての制度活用方法の検討						
取組状況		17年度	18年度	19年度 (上期)	19年度 (下期)	20年度	21年度
	予定	実施					
	実績	実施					
	目標値			20%			80%
	実績値	43%	-				
<p>17年度に公募・審査選定方式で実施し、目標値達成 今後は、職員からの提案を常時受け付け、提案者と所管課との間を調整しつつ実現化し、その内容を庁内公表する制度として運用</p>							
備考	<p>【数値目標】提案の実施割合 【除外理由】日常業務化により項目削除 19年度に組織改正により所管換え</p>						
担当課	職員課						

実施項目	人事考課制度の適正な運用					項目番号	42
目的	職員の能力開発・人材育成 能力、業績重視の制度の確立						
取組概要	勤務評価の実施 評価結果の給与等への反映の検討						
取組状況		17年度	18年度	19年度 (上期)	19年度 (下期)	20年度	21年度
	予定	一部試行	全庁試行	本格導入			給与等への 反映手法の 確立
	実績	一部試行	全庁試行	本格導入			
<p>18年4月より試行的(全庁対象)に導入 19年7月より本格導入</p>							
備考							
担当課	職員課						

実施項目	普通昇給停止年齢の見直し					項目番号	43
目的	年功序列から能力、実績を重視した給与体系へ転換するとともに、職員人件費の抑制を図る。						
取組概要	現在58歳となっている普通昇給停止年齢を3歳引き下げ、55歳とする。						
取組状況		17年度	18年度	19年度 (上期)	19年度 (下期)	20年度	21年度
	予定			実施		行革の実施 項目から除 外します。	
	実績						
能力・業績を反映した昇給制度を構築する観点から一律的な昇給停止措置については、取組中止							
備考	【除外理由】人事考課制度導入により、項目削除						
担当課	職員課						

実施項目	研修・能力開発支援の充実					項目番号	44
目的	高度化・多様化する行政需要を的確に捉え、事業に結び付けていく政策形成能力、施策を適切に執行する上での法務能力、事務事業を効率的に執行する能力など、職員に求められる能力を養う。						
取組概要	職場のニーズを踏まえた効果的な研修の実施 OJT(職場内研修)、自己啓発に対する支援の強化						
取組状況		17年度	18年度	19年度 (上期)	19年度 (下期)	20年度	21年度
	予定	実施				研修参加手法 の検討・実施	
	実績						
研修プロジェクト委員会、研修掲示板を活用し、研修参加を促進する。							
備考	【数値目標】削除(「OJTを実施している課の割合」は、取組の指標として不適当なため)						
担当課	職員課						

実施項目	職種換の導入					項目番号	45
目的	職員の職務に対する主体性を高め、意欲ある職員が能力を最大限に発揮できる職員配置を行う。						
取組概要	技能労務職から一般行政職への職種換を制度化する。						
取組状況		17年度	18年度	19年度(上期)	19年度(下期)	20年度	21年度
	予定			制度化			
	実績			制度素案	制度化		
19年度に任用替え・職務変更制度を構築し、募集を実施済み(今後3年ごとに募集)							
備考							
担当課	職員課						

実施項目	採用形態の多様化					項目番号	46
目的	高度化・多様化する行政課題に的確に対応していくため、様々な採用形態を効果的に取り入れ、必要な知識・能力を有する人材を確保する。						
取組概要	採用職種・試験方法等の検討 任期付採用の検討・導入						
取組状況		17年度	18年度	19年度(上期)	19年度(下期)	20年度	21年度
	予定		方針決定 条例改正	実施		行革の実施 項目から除 外します。	
	実績			採用年齢の 多様化			
19年10月の採用は年齢の上限を引き上げて実施。ただし、20年度以降の採用は年齢の上限引き上げは行わない。 任期付採用は見送り(専門委員で対応)							
備考	[除外理由] 任期付採用の見送り、採用年齢引上げ見送りにより、項目除外						
担当課	職員課						

実施項目	給与体系の見直し(追加)						46-2
目的	職務給制度の徹底と職責、能力及び業績を反省できる給与体系の整備を図る。						
取組概要	職務給制度の原則を徹底し、人事考課における職責、能力及び業績を反映する4分割給料表の導入 勸奨退職及び定年退職に準じる退職に係る特別昇給の見直し						
取組状況		17年度	18年度	19年度 (上期)	19年度 (下期)	20年度	21年度
	予定					4分割給料表 の導入	
	実績						
備考	新規項目						
担当課	職員課						

実施項目	行政評価制度の効果的運用					項目 番号	47
目的	限られた財源と職員の中で、市民満足度や成果を重視した事業執行を行うため、行政評価によりP(計画) D(実行) C(評価) A(見直し)を確立し、庁内にその仕組みを定着させる。						
取組概要	評価結果を予算編成や職員定数等に反映し、効果的・機能的な制度を構築する。						
取組状況		17年度	18年度	19年度 (上期)	19年度 (下期)	20年度	21年度
	予定	実施				施策評価 検討	施策評価 実施
	実績	事務事業 評価試行実施	事務事業 評価実施				
	17年度から事務事業評価を本格実施 21年度から施策評価を導入予定(計画を再設定)						
備考							
担当課	企画政策課・財政課						

実施項目	予算制度改革					項目番号	48
目的	厳しい財政状況の中で、効果的・効率的な予算編成を行うため、従来の積上げ型、概算要求型の予算編成を見直し、行政評価制度との連携や成果主義等の手法を取り入れた新たな方式に転換する。						
取組概要	分権型予算編成(枠配分)、成果志向の予算編成(インセンティブ付与)、シーリング方式等の検討、導入						
取組状況		17年度	18年度	19年度(上期)	19年度(下期)	20年度	21年度
	予定				インセンティブ制度試行	実施	インセンティブ制度導入
	実績		他市事例研究 行政評価結果の 予算への反映			施策評価と連動した 予算編成の 検討	
21年度施策評価導入に合わせて、予算編成にインセンティブ制度を導入予定(計画を再設定)							
備考							
担当課	財政課・企画政策課						

実施項目	政策法務機能の強化					項目番号	49
目的	地方分権時代において施策を適切に執行するために不可欠な職員の政策立案能力・法務能力を養うとともに、組織内での例規等チェック機能を強化する。						
取組概要	政策法務研修の実施 政策形成段階における庁内連携、支援 例規集検索システムの再構築						
取組状況		17年度	18年度	19年度(上期)	19年度(下期)	20年度	21年度
	予定		取組方針 研修・庁内連携	システム稼動	取組方針	システム稼動	
	実績		ニュース発行	ニュース発行			
18年度に法務ニュースを実施 今後、政策法務機能の強化に向けて、19年度に取組方針や計画を策定する(計画の再設定)							
備考							
担当課	総務法規課						

実施項目	構造改革特区・地域再生計画の認定制度の活用				項目番号	50	
目的	制度を有効に活用し、地域の活性化や効果的、効率的な事業展開を行う。						
取組概要	効果的、効率的に事業を実施する上で制約となる規制等について、特例措置の提案・申請を行い、認定を受ける。						
取組状況		17年度	18年度	19年度 (上期)	19年度 (下期)	20年度	21年度
	予定	実施					
	実績	セダン特区					
	目標値			累計2件			累計3件
	実績値	累計1件	累計1件	累計1件			
17年度に1事業(セダン特区)について構造改革特区を認定。ただし、18年度に規制緩和によりセダン特区解消。現在、当該制度の対象となる事業の予定なし							
備考	【数値目標】特区等提案・申請件数(累計)						
担当課	企画政策課						

実施項目	市民にわかりやすい行政情報の公表(財政白書等)				項目番号	51	
目的	市政に関する情報をわかりやすく公開し、市民の市政に対する理解と関心を高める。						
取組概要	財政白書の公表 その他行政情報の公表内容の見直し						
取組状況		17年度	18年度	19年度 (上期)	19年度 (下期)	20年度	21年度
	予定	財政白書	財政白書		財政白書	財政白書	財政白書
	実績	財政白書	財政白書 年次更新		新予算書附属 資料の作成	予算書の 見直し	
17年度から財政白書作成(以後毎年度更新) 20年度予算に予算書附属資料を新たに作成							
備考							
担当課	財政課						

実施項目	市民にわかりやすい行政情報の公表（事務報告書）					項目番号	51-2
目的	市政に関する情報をわかりやすく公開し、市民の市政に対する理解と関心を高める。						
取組概要	行政活動記録としての資料価値を向上させるため、事務報告書の記載事項等を整理する。						
取組状況		17年度	18年度	19年度 (上期)	19年度 (下期)	20年度	21年度
	予定	事務報告書の 見直し				事務報告書の 見直し	
	実績						
	事務報告書の記載事項及びその表記形式について、統一性の観点から見直し実施（計画の再設定）						
備考							
担当課	総務法規課						

実施項目	電子会議室の設置					項目番号	52
目的	市民が市政について意見交換や情報交換等を行う場を設け、事業執行に活用する。						
取組概要	インターネット上で市の施策等について市民が議論、情報交換等を行う環境を整備する。						
取組状況		17年度	18年度	19年度 (上期)	19年度 (下期)	20年度	21年度
	予定	試行	本格実施			活用促進のための テーマ数充足	
	実績						
	目標値			9件			15件
	実績値	3件	2件	3件			
	アクセス件数が伸びず、設定テーマ数の充実などの見直しが必要 目標達成に向けて、テーマ数の拡充に向けて取組中（取組内容を再設定）						
備考	【数値目標】電子会議室での議論のテーマ数						
担当課	秘書広報課						

実施項目	市民の声の庁内共有と活用					項目番号	53
目的	市民の声(提案、意見、要望等)を庁内で共有し、事業執行に活用する。						
取組概要	各部で処理する案件と庁内で共有すべき案件の基準を策定する。 庁内で情報を一元管理する仕組みを構築する。						
取組状況		17年度	18年度	19年度(上期)	19年度(下期)	20年度	21年度
	予定		仕組み構築	仕組み構築実施	仕組み構築	庁内共有制度の運用	
	実績		検討委員会設置				
今後、仕組みの構築に向けて取り組む予定(計画再設定)。							
備考							
担当課	秘書広報課						

実施項目	出前講座の実施					項目番号	54
目的	市政に関する情報を職員が直接、わかりやすく説明することにより、市民の市政に対する理解と関心を高める。						
取組概要	講座数の充実などにより、市の制度や計画等について担当職員が出向いて説明する機会を増加させる。						
取組状況		17年度	18年度	19年度(上期)	19年度(下期)	20年度	21年度
	予定	実施				制度見直し・実施	
	実績	実施					
	目標値			33回			44回
	実績値	43回	22回				
毎年度、講座内容の入れ替えを行いつつ実施。講座メニュー以外の事項についても相談により対応できるようにした。							
備考	【数値目標】講座開催数						
担当課	企画政策課						

実施項目	市民意識調査の実施					項目 番号	55
目的	市民ニーズを踏まえた総合計画の見直しを行う。 合併による市民満足度等を把握し、市政運営に活用する。						
取組概要	市民意識調査を実施し、市民満足度等の調査結果を総合計画の見直し等に活用する。						
取組状況		17年度	18年度	19年度 (上期)	19年度 (下期)	20年度	21年度
	予定			実施			
	実績			実施			
	19年度に調査実施済み						
備考							
担当課	企画政策課						

用語説明

あ行

* ISO14001

国際標準化機構の環境マネジメントシステムに関する規格。事業者等が生産・サービス・経営を行うに当たって、環境対応の立案・運用・点検・見直しなどの環境管理・監査システムが整備されていることが認められる場合に認証される。

* IT技術

情報通信技術のこと。特にインターネットなどの高度情報通信ネットワークを活用したものをいう。

* IP電話

インターネットで利用されるパケット通信プロトコルのIP (Internet Protocol) を利用して提供される電話サービスのこと。音声を電話機でデジタルデータに変換し、パケットと呼ばれる単位に分割した上で、IPネットワーク上を通話相手まで送ることで音声通話を行う。1本の回線で複数のデータを混在して送るため、効率性が良い反面、通話品質の確保に課題がある。

* アウトソーシング

委託などにより、人材やサービスを外部から調達すること。

* 一部事務組合

普通地方公共団体及び特別区が事務の一部を共同処理するために設ける地方公共団体の組合をいう。西東京市は、多摩六都科学館組合、東京都市収益事業組合、東京市町村総合事務組合、柳泉園組合、東京たま広域資源循環組合及び昭和病院組合に加入している。

* インセンティブ

生産性又は意欲の向上のための刺激（動機）となるものをいう。

* インターネット公売

インターネットを活用した公売をいい、比較的 low コストで広く入札者を募ることができることが特徴とされる。

* NPO

NPOとは、Non Profit Organizationの略称で、民間非営利団体と訳され、自発的に社会的活動をする営利を目的としない組織・団体のことを指す。ちなみにNPO法人とは、平成10年12月から施行された特定非営利活動促進法（NPO法）に基づいて認証される法人で、平成16年5月現在、全国のNPO法人数は約1万。

* NPO等企画提案事業

NPO、市民活動団体又はボランティア団体の活動を促進することを目的として、NPO等が提案した事業案のうちから選ばれたものについて、市と提案したNPO等とが協働で実施する事業のこと。

か行

* 勸奨退職

職員の人事の刷新と行政能率の向上を図るため、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職することをいう。西東京市の平成 19 年度勸奨退職の対象者は、50 歳以上 55 歳未満で勤続 25 年以上の者又は 55 歳以上 58 歳未満で勤続 20 年以上の者となっている。

* 技能労務職

市に職員のうち、肉体的・機械的労務に従事する者であって、技術者、監督者及び行政事務を担当する者以下外のものをいう。西東京市においては、自動車運転手、一般作業員、給食調理員、一般用務員、調理作業員、宿日直専門員がこれに該当する。

* 行政財産

地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいう。庁舎、出張所などの公用施設の土地、建物等や学校、保育園、図書館、道路、下水道などの公共用施設の土地、建物等を指す。

* 行政評価制度

行政活動を対象とした評価活動を指し、政策、施策、事務事業について、一定の基準、指標をもって妥当性や成果を判定する仕組み。行政の目標を設定して成果を分析することで成果重視の行政が実現できるものとされている。個々の事務事業単位で評価を行うのが事務事業評価で、事務事業のまとまりである施策単位や施策のまとまりである政策単位で評価を行うのが施策評価、政策評価とされる。

* 協働

公共サービスの企画や実施に関して、行政と市民、NPO、企業、大学などが対等のパートナーとして協力すること。

* 協働に関する基本方針（協働基本方針）・マニュアル

事業執行段階における市と市民との協働について、西東京市では平成 16 年 3 月に職員向けに「市民活動団体との協働基本方針」を策定し、併せて実務的な実施手順書として協働マニュアルを策定した。なお、平成 19 年度に、市民団体と職員向けの協働の基本方針を新たに策定した。

* 繰上償還

地方債を償還期限前に返済すること。通常は繰上償還に伴って補償金を支払うことになるが、平成 19 年度から平成 21 年度までの臨時特例措置として実施される公的資金補償金免除繰上償還では、抜本的な行政改革、事業見直しを行う等の経営改革を前提としてこの補償金が免除される。この制度を利用して高利の地方債を低利の借入れに切り替えることで、公債費の縮減を図ることができる。

* 経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための財政指標の一つ。人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。一般的に 70～80%が適正水準といわれている。

* 減税補てん債

特別減税の実施などに伴う減収分を補うため認められる地方債をいう。

* 公債費

地方債を借り入れた際、定められた条件による毎年度の元金の償還及び利子の支払の経費の総額

* 構造改革特区制度

規制緩和推進策の一環として、特定地域に限って法律などで定められた規制の特例措置を設ける制度。民間事業者や地方公共団体等の自由な発案により地域の特性に応じた規制の特例措置を導入する特区を設けて構造改革を進める。平成 15 年 4 月 1 日から特区の認定申請が始まり、平成 16 年 12 月 1 日現在 475 件の特区が認定されている。

* コールセンター

住民からの電話での問い合わせなどを集中的に処理する機能又はその機能を有するセンターのこと。通常、民間に委託されて運用されており、「24 時間 365 日」の対応も可能

* コンビニ納付

コンビニエンスストア（コンビニ）において市税、国民健康保険料等を支払う納付方法のこと。24 時間 365 日営業し、店舗数が多いコンビニを収納機関として活用することで、納付の利便性向上が期待される。市はコンビニに収納手数料を支払うことになる。

さ行

* 財政調整基金

年度間の財源の不均衡をならすための積立金で、地方財政法で設置が義務付けられている。財源不足時の穴埋め、災害対策、緊急に必要な公共事業等、財産取得、地方債の繰上げ償還の場合に取り崩すことができる。

* 財政力指数

地方公共団体の財政力の強弱を判断するための財政指標。普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値。単年度値と 3 年間平均値の 2 つがある。財政力指数が 1 以上の団体は、極めて財政力の強い団体と言え、通常、普通交付税の不交付団体となる。

* 「三位一体の改革」

地方分権の一環として国と地方との財源構造を改革する動き。国からの補助金の見直し、地方交付税の見直し、国から地方への税源移譲という三つの改革を同時に行うという意味で「三位一体の改革」と呼ばれる。

* 施策評価

行政評価制度

* 自主財源比率

市の歳入のうち、市税、分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入等の自主財源が占める割合のこと。自主財源に対し、地方交付税、地方譲与税、国庫支出金、都支出金等を依存財源という。

* 「自助・共助・公助」

「自己の責任により努力すること」、「地域において住民相互で助け合うこと」、「行政機関による支援」の3つの活動の組み合わせで、よりよい地方自治を実現しようという概念

* 実質赤字比率

一般会計等を対象としたの実質赤字の標準財政規模に対する比率をいう。

* 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

* 指定管理者制度

平成 15 年の地方自治法の改正により導入された制度で、公の施設の管理運営を公共セクターに限らず、民間事業者やNPO法人などに委任できるというもの。民間の効率的手法を導入することにより、コスト削減とサービスの向上を図ることを目的とする。

* 市民参加条例

平成 14 年 10 月 1 日に施行された、市の政策形成段階に市民の意向を反映させ、まちづくりを行っていくための西東京市の条例。市における市民参加の基本的な考え方と市の政策立案過程における具体的な参加手続を定めている。

* 事務事業評価

行政評価制度

* 事務報告書

毎年度終了後、当該年度に実施した事務事業の状況をまとめた市の報告書のこと。決算審査の資料としても活用される。

* 住民票等自動交付機

住民票の写し、印鑑証明書を自動的に交付する機器。平成 17 年 3 月現在、市内に 5 台設置されており、休日や平日の窓口時間外の利用も可能

* 受益者負担の適正化

行政サービスのうち受益者が特定できるサービスについて、その受益者から一定程度の本人負担を徴収することをいう。使用料、手数料などが受益者負担の代表例とされる。特定の行政サービスを受けるものと受けない者との間での負担の公平性が図られる面もある。

* 首脳部会議

西東京市庁議の設置及び運営に関する規則に基づく、西東京市の行政執行に関する最高協議機関のこと。市長主宰のもと、副市長、教育長、部長等で構成される。

* 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率をいう。

* 職種換（しょくしゅがえ）

市の職員の職種の変更のこと。西東京市では、業務の変遷や民間委託の進展に伴って業務と職種との将来的な不適合も予測されることから、職種の変更を行う場合のルールを整備することが課題となっている。同一職種内での職務の変更を職務変更、職種をまたぐ職務

変更を任用替えという。

* 職務給制度

「職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない」とする地方公務員法第 24 条第 1 項の趣旨に沿った給料制度のことをいい、職務別に等級が分けられた給料表により運用される。

* 職務変更

職種換（しょくしゅがえ）

* シーリング

次年度の予算編成過程において各課から出される概算要求（次年度予算で使いたい歳出額の見積もり）が安易に過大な要求とならないよう、事前に設けられる概算要求の上限のこと。

* 審議会

地方自治法第 138 条の 4 に基づく執行機関（市長、行政委員会）の附属機関の 1 つで、執行機関の諮問に応じて行政執行の前提となる調査、審査等をつかさどる。

* スクラップ・アンド・ビルド

組織又は事業の新設（ビルド）に当たっては、同等の組織又は事業の廃止（スクラップ）を条件とし、純増を認めないという等価交換による管理手法

* 政策法務

的確な法務知識の基礎の上に地方公共団体の政策を進めていくために、法務事務を戦略的又は創造的に捉えた新たな取組のこと。

た行

* 団塊の世代

昭和 22 年から 24 年頃の第 1 次ベビーブームに生まれた世代。他の世代に比べて人数が多く、戦後の消費文化を担ってきた。平成 19 年（2007 年）頃からのこの世代の定年退職が始まることから、「2007 年問題」としてその社会的影響が議論されつつある。

* 地域再生計画の認定制度

地域自らの知恵と工夫により地域経済の活性化と地域雇用の創造を実現するため、地方公共団体が地域の再生を図るための地域再生計画を策定し、内閣総理大臣の認定を受けた場合、地域再生プログラムに位置づけられた計画限定の国の支援措置が受けられる制度。平成 16 年 12 月 1 日現在で 250 件が認定されている。

* チェアーキャブ

車椅子のまま乗降でき、移動が困難な高齢者や障害者の移送サービスなどに使われる福祉車両のこと。

* 地方特例交付金

恒久的な減税に伴う地方税の減収額の一部を補てんするために、地方税の代替的性格を有

する財源として、将来の税制の抜本的な見直し等が行われるまでの間、交付される交付金のこと。

* 地方分権

国と地方公共団体の関係を主従関係から対等・協力の関係に変える動き。平成 12 年 4 月 1 日に施行された地方分権一括法が契機となった。

* 地方分権一括法

平成 12 年 4 月 1 日に施行された法律で、国と地方公共団体との関係を従来の主従の関係から対等・協力の関係に改めるため、機関委任事務の廃止と事務区分の再構成、国の関与等の見直し、事務権限の委譲などを内容としている。

* 中小企業従業員退職金等共済制度

田無市中小企業従業員退職金等共済条例に基づき、旧田無市の区域に事業所又は事務所を有する中小企業者を対象とし、加入事業者が定められた掛金を納付することで、その従業員の退職金等の給付を行う制度

* 長期継続契約

地方公共団体が債務負担行為として予算で定めることなく、翌年度以降にわたり電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信の役務の提供を受け、又は不動産を借りるために締結する契約をいう。平成 16 年の地方自治法改正で、条例に定めるところによりその対象範囲を拡大することが可能となった。

* 定員適正化計画

市の職員数を適正に管理するための計画のこと。現行の第 2 次定員適正化計画では、平成 22 年度当初において正規職員 1,064 人、再任用職員 36 人の合計 1,100 人体制を目標としている。

* 定率減税

現行の定率減税は、所得税と住民税について、本来の税額に対し一定比率で減税する制度。景気浮上をねらいとして平成 11 年度から実施されている。

* データベース

特定の情報を検索することができるように体系的に構成した情報の集合体をいい、コンピューターを用いて検索することができるものを指すことが多い。

* 出前講座

市が行っている仕事の中で、市民が「聞きたい」「知りたい」内容をメニューの中から選び、申込みを受けた担当職員等が講師となって地域や学校に出向き、業務の取組や事業・施策などの話や説明をするもの。

* 電子会議室

インターネットのホームページ上に設置した電子掲示板などを使って意見交換や情報交換をする仕組みのこと。住民の意見や要望の聴取や、住民参加を促進することを目的として、電子会議室を活用する地方公共団体が増えつつある。

* 電子入札

インターネットを通じ公共事業などの入札を行うこと。案件の公告から業者の入札、開札

までの一連の手続がすべてインターネット上で行われる。

* 特別会計

地方公共団体が特定の事業を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、一般会計から分離して別に収支経理を行う会計をいう。西東京市においては、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計など8つの特別会計がある。

* 都市計画税

都市計画事業又は土地地区画整理事業の費用に充てる目的で、市街化区域内に所在する土地・家屋について、その所有者に課される市税

* 土曜日の窓口開設

西東京市では、住民票の写しや印鑑証明書の交付、転入・転出届の受理など市民ニーズが高い行政サービスについて、通常は閉庁日である土曜日に窓口業務を行っている。

な行

* 任期付採用

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、一定期間を限って一般職の地方公務員を採用すること又はその制度。専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を短期間任用することなどを目的とする。

* 任用替え

職種換（しょくしゅがえ）

は行

* パブリックコメント

行政機関などの意思決定過程において、広く住民に素案を公表し、それに対して出された意見や要望を考慮して意思決定を行う制度

* P D C A サイクル

P (P l a n) D (D o) C (C h e c k) A (A c t i o n) で表される活動の検証サイクルモデル。企画し実施した事業について評価検証を加え、その分析から得られる改善点を、再び企画段階に活かしていくというねらいがある。

* 扶助費

地方公共団体が生活保護法、児童福祉法等に基づき被扶養者に対して支給する費用や地方公共団体が単独で行っている各種扶助の費用

* 普通会計

決算統計において、地方公共団体相互間の比較や時系列比較が可能となるように、指定された公営事業会計以外の会計を総合して1つの会計にまとめたものを指す。現在西東京市の普通会計は、一般会計、中小企業従業員退職金等共済事業特別会計及び保谷駅南口地区

第一種市街地再開発事業特別会計からなる。

* 普通交付税

地方財源保障制度の中心的制度。地方公共団体が均しく合理的かつ妥当な水準で自主的にその事務を遂行し財産を管理することができるように、そのために必要な経費（基準財政需要額）と、標準的な状態において徴収が見込まれる税収額（基準財政収入額）を算定し、収入が経費に対し不足する場合にその差額を国が交付する税のこと。所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税の一定割合がその財源となっている。

* 普通財産

行政財産（地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産）以外のすべての公有財産をいう。

* フロアマネージャー

受付窓口の周辺を巡回しながら、窓口案内や申請手続等の補助など利用者がスムーズに用件を済ますことができるように配置された職員のこと。

* 法定外繰入

国民健康保険事業は、独立採算という考え方から、加入者の保険料と法令で定められた国や都からの支出金、市の一般会計からの繰入金（法定繰入）で運営することが原則であるが、これらの歳入で不足する分を市の一般会計から更に繰り入れて運営している。この法定基準を超える繰入を法定外繰入という。

* 法定外公共物

道路法、河川法等の特別法の適用（準用）を受けない里道、水路のこと。地方分権の一環として国有財産特別措置法の一部が改正されたことにより、法定外公共物のうち現に機能を有している里道、水路等については、国から市町村に譲与され（平成 17 年 3 月 31 日譲与完了）、これらの財産管理、機能管理を市町村が行うことになった。

ま行

* マルチペイメントネットワーク

金融機関と収納機関をネットワークで結ぶことによって、利用者のパソコン、携帯電話、A T Mなどの様々な経路を利用して公共料金や税金の支払を 24 時間どこからでも行うことを可能とする仕組み又はそのネットワークのこと。

* 目標管理制度

上司と部下との話し合いにより目標を設定し、期末に実績と目標を比較して評価する手法。組織の戦略・方針を分割し、個々の職員に明確な目標を持たせるとともに実行させ、個人の業績の評価、能力開発の促進を図ると同時に、組織目標を達成し職場の活性化を図ろうとする制度

や行

* 有料広告

市の広報媒体等を活用して民間事業者の広告を有料で掲載する増収策のこと。ホームページ、市報、封筒などで有料広告を掲載することが多い。

*** 予定価格**

地方公共団体が契約を締結するに際し、その契約金額を決定する基準として長があらかじめ作成する価格をいう。収入の原因となる契約については、予定価格を下回る額で契約を締結することができず、支出の原因となる契約については、予定価格を上回る額で契約を締結することができない。

*** 予算編成（インセンティブ付与）**

予算執行段階における創意工夫による経費節減額の一部を翌年度予算に優先的に各部に配分し、予算執行の効率化を動機付ける予算制度のこと。

*** 予算編成（枠配分）**

予算編成に当たって、事業部門にあらかじめ一定額の予算枠を提示し、その範囲内で予算要求が行われれば、原則として財政部門による個別事務事業の査定は行わない予算編成の方式のこと。厳しい財政状況の下、シーリング方式による一律削減が限界に達するなか注目されつつあり、スクラップ・アンド・ビルドの促進、事業部門の視点に立った効率的かつ効果的な行政運営、自主性・自立性の確保とコスト意識の向上などの意義がある。

ら行

*** 臨時財政対策債**

地方の財源不足を補てんするために特例として認められる地方債をいう。

*** 連結実質赤字比率**

全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率をいう。

わ行

*** ワンストップサービス**

利用者の利便性を考慮し、複数の用件を1ヶ所の窓口で受け付けられる窓口サービスのこと。

< 參考資料 >

西東京市行財政改革推進委員会条例

(設置)

第1条 西東京市における行財政改革の推進を図り、社会経済情勢の変化に対応した適正かつ効率的な市政を実現するため、西東京市行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、行財政改革の推進に関する重要事項について、調査審議する。

2 委員会は、市長から行財政改革の推進状況について報告を受けるとともに、市長に対し必要な助言を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- | | |
|-----------|----|
| (1) 学識経験者 | 5人 |
| (2) 市民 | 3人 |

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成19年7月1日から施行する。

西東京市行財政改革推進委員会 委員名簿

氏 名	職 業 ・ 所 属	備 考
よこみち きよたか 横道 清孝	政策研究大学院大学教授 地域政策プログラムディレクター	委員長
あさお ゆたか 浅尾 裕	独立行政法人 労働政策研究・研修機構 労働政策研究所 主席統括研究員	
かさま のりゆき 笠間 憲之	シチズンビジネスエキスパート(株) 総務部事業所担当部長	
かとう うたみ 加藤 うたみ	公認会計士	
こうさか あきこ 高坂 晶子	(株)日本総合研究所 調査部 主任研究員	
にしかわ よしまさ 西川 義昌	公募市民	副委員長
いまお たいじ 今尾 泰二	公募市民	
うがじん かずお 宇賀神 一雄	公募市民	

西東京市行財政改革推進本部要綱

第1 設置

西東京市における行財政改革を推進するため、西東京市行財政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

第2 所掌事項

本部の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 行財政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) その他行財政改革に係る重要事項に関すること。

第3 組織

本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、企画部長、総務部長、危機管理室長、市民部長、福祉部長、子育て支援部長、生活環境部長、都市整備部長、市街地再開発等担当部長、教育部長及び教育部特命担当部長の職にある者をもって充てる。
- 5 前各項に定める者のほか、本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を臨時本部員にすることができる。

第4 本部長及び副本部長

本部長は、本部の事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、あらかじめ指定された副本部長が、その職務を代理する。

第5 会議

会議は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部長は、会議の議長となる。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席又は資料の提出を求めることができる。

第6 部会

本部長は、所掌事項に係る調査研究その他作業を行うため必要と認めるときは、部会を設置することができる。

- 2 前項の部会の組織、運営等については、本部長が別に定める。

第7 庶務

本部の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

第8 雑則

この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

西東京市地域経営戦略プラン

中間の見直し（補正版）

平成 20 年 3 月発行

編集・発行 西東京市 企画部企画政策課

〒188-8666 東京都西東京市南町 5-6-13

電話 042-460-9800（直）